

令和7年山武市第2回定例記者発表次第

日 時 令和7年6月2日（月）

午後1時30分から

場 所 山武市役所 第7会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 内 容

(1) 令和7年山武市議会第2回定例会について

(2) 行事・事業案内

(3) その他について

4 閉 会

○ 資料

① 議会関連資料

- ・市議会定例会会期表・・・・・・・・1
 - ・提出議案一覧・・・・・・・・2
 - ・一般質問通告一覧表・・・・・・・・3
 - ・議案の概要・・・・・・・・4～7
- (別紙)
- ・令和7年度6月補正予算等説明資料

② 行事・事業案内

「山武市サマーカーニバル」等

③ その他

「小松地先土砂搬入案件に係る市残土条例に基づく
調査結果報告書」について

令和7年山武市議会第2回定例会 会期表

月	日	曜	開議時刻	議 事 日 程	備 考
6月	3日	火	10:00	日程第1 開会 日程第2 議長報告事項 日程第3 会議録署名議員の指名 日程第4 会期の決定 日程第5 議案上程 日程第6 提案理由の説明並びに政務報告 日程第7 議案及び報告の補足説明 日程第8 請願の上程 日程第9 紹介議員の説明	開会日
	4日	水		休会	
	5日	木		休会	
	6日	金		休会	
	7日	土		休会 閉庁日	
	8日	日		休会 閉庁日	
	9日	月		休会	
	10日	火	10:00	日程第1 一般質問（個人質問）	
	11日	水	10:00	日程第1 一般質問（個人質問）	
	12日	木	10:00	日程第1 一般質問（個人質問） 日程第2 議案質疑 日程第3 常任委員会議案付託 日程第4 常任委員会請願付託 日程第5 常任委員会陳情付託	
	13日	金		休会	
	14日	土		休会 閉庁日	
	15日	日		休会 閉庁日	
	16日	月		休会	
	17日	火	10:00	休会 総務建設常任委員会	第5会議室
	18日	水	10:00	休会 文教厚生常任委員会	第5会議室
	19日	木		休会	
	20日	金		休会	
	21日	土		休会 閉庁日	
	22日	日		休会 閉庁日	
	23日	月		休会	
	24日	火	10:00	日程第1 議長報告事項 日程第2 常任委員会委員長報告 質疑・討論・採決 日程第3 継続審査の件 日程第4 議員派遣の件	閉会日

※ 一般質問や議案審議等の状況により変更することがあります。

令和7年山武市議会第2回定例会提出議案等一覧

	招 集 年 月	定例・臨時 の別	提 出		議 案		主 務 部	備 考
			議 案 番 号	件 名				
1	7年6月	定 例	議 案 第 1 号	副市長の選任につき同意を求めることについて			総 務 部	
2	7年6月	定 例	議 案 第 2 号	山武市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて			総 務 部	
3	7年6月	定 例	議 案 第 3 号	山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について			総 合 政 策 部	
4	7年6月	定 例	議 案 第 4 号	山武市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について			教 育 部	
5	7年6月	定 例	議 案 第 5 号	市道路線の廃止について			建 設 環 境 部	
6	7年6月	定 例	議 案 第 6 号	市道路線の認定について			建 設 環 境 部	
7	7年6月	定 例	議 案 第 7 号	財産の取得について			総 務 部	
8	7年6月	定 例	議 案 第 8 号	九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について			建 設 環 境 部	
9	7年6月	定 例	議 案 第 9 号	九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について			建 設 環 境 部	
10	7年6月	定 例	議 案 第 10号	九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について			建 設 環 境 部	
11	7年6月	定 例	議 案 第 11号	令和7年度山武市一般会計補正予算(第2号)			総 務 部	
12	7年6月	定 例	報 告 第 1 号	令和6年度山武市一般会計継続費繰越計算書について			総 務 部	
13	7年6月	定 例	報 告 第 2 号	令和6年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書について			総 務 部	
14	7年6月	定 例	報 告 第 3 号	令和6年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理特別会計繰越明許費繰越計算書につ いて			保 健 福 祉 部	
15	7年6月	定 例	報 告 第 4 号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)			建 設 環 境 部	
16	7年6月	定 例	報 告 第 5 号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)			建 設 環 境 部	

一般質問一覧表（令和7年山武市議会第2回定例会）

日 程	順 番	質問者氏名	質 問 事 項
6月10日 (火)	個人 1	SAMMU知新 玉置 美津恵	① 災害に備えて
			② 農業政策について
	個人 2	SAMMU知新 池田 久和	① 蓮沼中学校施設跡地について
			② 山武市の財政について
	個人 3	並木 幹男	① 物価高騰対策について
			② 環境問題について
			③ 水道事業について
			④ 令和7年度税制改正について
	個人 4	新政会 渡邊 聡	① こども家庭センターについて
			② 道路行政について
			③ 農業施策について
	個人 5	新政会 杉山 清	① 鳥獣害問題について
			② 教育現場の安全について
			③ SNSトラブルについて
			④ 山武市人材育成について
			⑤ スポーツ振興について
			⑥ 部活動の地域移行について
6月11日 (水)	個人 6	新政会 鈴木 健太郎	① 公債権の徴収状況について
			② 私債権の徴収状況について
			③ 市民との情報共有について
	個人 7	公明党 深沢 誠	① 非核平和都市宣言について
			② 「103万円の壁」撤廃の影響について
			③ 飼い主のいない猫対策について
	個人 8	公明党 市川 陽子	① 熱中症対策について
			② 子育て支援について
	個人 9	公明党 長谷部 竜作	① 災害対策について
			② まちづくりについて
			③ さんむ医療センターについて
6月12日 (木)	個人 10	誠和会 小山 和典	① 農業振興について
			② 公共施設の統廃合について
			③ ふるさと納税について
			④ 観光振興について
			⑤ 過疎化対策について
			⑥ 小松地先市有地残土問題について
	個人 11	誠和会 今川 和弘	① 市の公式LINEを活用した情報発信について
			② 漁業振興について

令和 7 年山武市議会第 2 回定例会提出議案等

『議会運営委員会資料』

令和 7 年 5 月 27 日

議案第 1 号

副市長の選任につき同意を求めることについて

副市長の選任について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、本議会の同意を求めるものです。

【副市長候補者】

氏 名 上大川 順（かみおおかわ じゅん）※現職
任 期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで（4 年）

議案第 2 号

山武市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

山武市教育委員会教育長として次に掲げる者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、本議会の同意を求めるものです。

【教育長候補者】

氏 名 内田 淳一（うちだ じゅんいち）※現職
任 期 令和 7 年 6 月 24 日から令和 10 年 6 月 23 日まで（3 年）

議案第 3 号

山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公共団体情報システムの標準化及び新たに情報連携を行う事務において、個人番号及び特定個人情報を利用するため、本条例の一部を改正するものです。

【改正概要】

番号法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める個人番号が利用できる事務に、新たに 3 件の事務を、別表第 1・別表第 2 にそれぞれ追加する。

- (1) 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（住登外者宛名番号管理機能）による住登外者の情報の管理に関する事務
- (2) 障害者グループホーム等入居者家賃助成事業の実施に関する事務
- (3) ねたきり身体障害者福祉手当の支給に関する事務

【施行期日】

公布の日

議案第 4 号

山武市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

成東学校給食センターと山武学校給食センターを統合し、山武市学校給食センターを令和 7 年 9 月 1 日から設置することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

【改正概要】

名称及び位置を規定する第 3 条の表中、山武学校給食センターの項を削り、成東学校給食センターの名称を山武市学校給食センターに改める。

【施行期日】

令和 7 年 9 月 1 日

議案第 5 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、市道路線の廃止をするものです。

【廃止する路線及び廃止理由】

廃止路線名 日向 186 号線

廃止理由 源川に架けている雨坪 2 号橋が老朽化により撤去することになり、市道が分断されるため。

議案第 6 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線の認定をするものです。

【認定する路線及び認定理由】

認定路線名 日向 442 号線、日向 443 号線、日向 444 号線

認定理由 日向 442 号線は、旧山武町時代に農道整備事業により源川に橋りょうを設置し、農道として管理していたが、新たに市道管理とするため。

日向 443 号線及び日向 444 号線は、分断された従前の市道を新たに認定するため。

議案第 7 号**財産の取得について**

老朽化した消防ポンプ自動車を更新するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び山武市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 財産の名称
種類及び数量 | CD-I 型消防ポンプ自動車（水槽付） 2 台 |
| 2 | 取得の目的 | CD-I 型消防ポンプ自動車の更新 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 62,150,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都八王子市中野上町二丁目 31 番 1 号
日本機械工業株式会社
本社営業部 部長 山下 康弘 |

議案第 8 号**九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について**

令和 8 年 4 月 1 日から、九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事務承継等に関する規定を追加するものです。

【施行期日】

千葉県知事の許可の日

議案第 9 号**九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について**

令和 8 年 3 月 31 日をもって九十九里地域水道企業団を解散することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 10 号**九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について**

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 11 号

令和 7 年度山武市一般会計補正予算（第 2 号）

報告第 1 号

令和 6 年度山武市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 2 号

令和 6 年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3 号

令和 6 年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理
特別会計繰越明許費繰越計算書について

別資料の
とおり

報告第 4 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、本議会に報告するものです。

報告第 5 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、本議会に報告するものです。

山武市

令和 7 年 6 月 2 日
記 者 発 表 資 料

令和 7 年 市議会第 2 回定例会

補正予算説明資料

財 政 課

令和7年市議会第2回定例会提出議案等について

1. 議案第11号 令和7年度山武市一般会計補正予算(第2号)

① 補正概要

- 一般会計補正予算(第2号)の予算規模は3億2,495万2千円の増額で補正後の予算額は、267億1,573万9千円を予定しました。

② 主な事業

- 定額減税調整給付金給付事業【企画政策課 企画係】

(補正額：2億282万5千円)

令和6年に実施された所得税及び住民税の定額減税について、令和6年分所得税額の確定に伴い、本来給付すべき額に不足が生じた方に対し、不足分を追加給付するため、給付金及び実施に要する経費を計上します。

- 農業資材等物価高騰対策支援事業【農政課 農政係】

(補正額：5,843万2千円)

肥料等価格高騰の影響を受けている市内農業者に対し、支援金を支給するため、支援金及び実施に要する経費を計上します。

- 農業収入1千万円以上：10万円、300万円以上：5万円、50万円以上：2万円

- 飼料価格高騰対策支援事業【農政課 農政係】

(補正額：2,642万1千円)

飼料等価格高騰の影響を受けている市内畜産事業者に対し、支援金を支給するため、支援金及び実施に要する経費を計上します。

- 乳用牛：1万円/頭、肉用牛：3,500円/頭、肉豚：250円/頭、採卵鶏：25円/羽

- 運送業等燃油価格高騰対策支援事業【商工観光課 商工係】

(補正額：1,838万5千円)

燃油価格高騰の影響を受けている市内運送事業者に対し、支援金を支給するため、支援金及び実施に要する経費を計上します。

- 基本額：1事業者当たり10万円、加算額：車両1台につき区分に応じた額

(大型貨物：3万円、中型貨物：2万円、軽貨物：5千円、旅客(11席以上)：3万円 等)

2. 報告第1号から報告第3号 令和6年度の繰越計算書について

報告第1号から第3号については、それぞれ繰り越しを設定した事業の翌年度繰越額が確定したため、報告するものです。

以上

議案第111号 令和7年度山武市一般会計補正予算(第2号)

(単位:千円)		
補正前予算額	補正額	補正後予算額
26,390,787	324,952	26,715,739

歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	部署	名称	補正前額	補正額	補正後額	補正概要
国庫支出金	国庫補助金	総務費 国庫補助金	総務管理費 国庫補助金	市民課 戸籍係	社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	23,146	△ 12,563	10,583	戸籍法改正による氏名の振り仮名の法制化対応にかかる補助対象経費の変更に伴い、国庫補助金を減額します。
				企画政策課 政策推進係	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	0	311,007	311,007	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を行う事業の財源として、国庫補助金を計上します。 【財源充当額】 ・定額減税調整給付金 200,776千円 ・農業資材等物価高騰対策支援 58,821千円 ・飼料価格高騰対策支援 26,583千円 ・運送業等燃油価格高騰対策支援 18,522千円 ・子育て世帯支援 (学校給食の食材費高騰分公費負担) 6,305千円
繰入金	基金繰入金	民生費 国庫補助金	社会福祉費 国庫補助金	社会福祉課 保護係	生活困窮者就労準備 支援事業費等補助金	925	1,144	2,069	生活保護システムの改修にかかる費用の財源として、国庫補助金を増額計上します。
		財政調整基金 繰入金	財政調整基金 繰入金	財政課 財政係	財政調整基金繰入金	1,240,000	20,260	1,260,260	補正予算歳出総額324,952千円の歳入不足分20,260千円に対し、財政調整基金繰入金を増額計上します。
		公共施設整備 基金繰入金	公共施設整備 基金繰入金		公共施設整備基金繰入金	284,090	2,204	286,294	学校給食センター施設整備及び解体にかかる事業費増額分の財源として、基金繰入金を増額計上します。
市債	市債	合併特例債	教育債	成東学校給食 センター	学校給食センター 施設整備事業債	218,700	2,900	221,600	学校給食センター施設整備にかかる事業費増額分の財源として、合併特例債を増額計上します。
				合計		1,766,861	324,952	2,091,813	

歳出

(単位:千円)

款	項	目	部署	名称	補正前額	補正額	補正後額	補正概要
総務費	総務管理費	企画費	企画政策課 政策推進係	政策推進係事務費	1,592	7,210	8,802	5年度の物価高騰対策給付金事業(非課税世帯7万円)にかかると交付金について、精算により返還が生じたため、国庫支出金返還金7,210千円を計上します。
			企画政策課 企画係	定額減税調整給付金給付事業	0	202,825	202,825	昨年度に実施した定額減税調整給付金について、令和6年分所得税額の確定に伴い、本来給付すべき額に不足が生じた者に対し、不足分を追加給付するため、給付費等を計上します。(全額国補助(上限あり))
			総務課 職員係	定額減税調整給付金給付事業 人件費	0	1,177	1,177	【給付見込】 約6,000件 182,776千円 定額減税調整給付金給付事業にかかる人件費を計上します。
			市民課 戸籍係	戸籍事務費	23,609	△ 15,263	8,346	戸籍法改正による氏名の振り仮名の法制化対応について、市で設置を予定していたコールセンターを国が設置するなど、事業内容及び補助対象経費に変更が生じたため、委託料を減額計上します。
民生費	生活保護費	戸籍住民基本台帳費	市民課 戸籍係	戸籍システム事務費	15,987	4,695	20,682	戸籍法改正による氏名の振り仮名の法制化に伴う、戸籍システムの改修にかかる費用として、委託料を計上します。(国補助(上限あり))
			総務課 職員係	戸籍住民基本台帳 会計年度任用職員人件費	44,643	9,113	53,756	戸籍法改正による氏名の振り仮名の法制化にかかる会計年度任用職員人件費を増額計上します。
			社会福祉課 保護係	生活保護事務費	9,391	2,288	11,679	マイナンバー連携及び生活扶助基準の見直しに伴う、生活保護システムの改修にかかる費用として、委託料を計上します。(国1/2補助)
			総務課 職員係	農業資材等物価高騰対策 支援事業人件費	0	389	389	農業資材等物価高騰対策支援事業にかかる人件費を計上します。
農林水産業費	農業費	農業振興費	農政課 農政係	農業資材等物価高騰対策 支援事業	0	58,432	58,432	肥料等価格高騰の影響を受けている市内農業者に 対し、支援金を支給するため、支援金及び実施に要 する経費を計上します。【臨時交付金対象事業】 【支給対象】 ・市内に住所を有する農業者(販売金額50万円以上) 【支給額】 ・令和6年の農業収入の額に応じて支援金を支給 ①1,000万円以上 100,000円 ②300万円以上 1,000万円未満 50,000円 ③50万円以上 300万円未満 20,000円

(単位:千円)

歳出

款	項	目	部署	名称	補正前額	補正額	補正後額	補正概要
農林水産業費	農業費	畜産業費	農政課 農政係	飼料価格高騰対策支援事業	0	26,421	26,421	飼料等価格高騰の影響を受けている市内畜産事業者に対し、支援金を支給するため、支援金及び実施に要する経費を計上します。【臨時交付金対象事業】 【支給対象】 ・市内に住所または本店を有する畜産事業者 【支給額】 ①乳用牛1頭当たり 10,000円 ②肉用牛1頭当たり 3,500円 ③肉豚 1頭当たり 250円 ④採卵鶏1羽当たり 25円
			総務課 職員係	飼料価格高騰対策支援事業 人件費	0	162	162	飼料価格高騰対策支援事業にかかる人件費を計上します。
商工費	商工費	商工業振興費	商工観光課 商工係	運送業等燃油価格高騰対策 支援事業	0	18,385	18,385	燃油価格高騰の影響を受けている市内運送事業者に対し、支援金を支給するため、支援金及び実施に要する経費を計上します。【臨時交付金対象事業】 【支給対象】 ・市内の中小運送事業者(事業用車両[緑ナンバー・黒ナンバー]を有する事業者) 【支給額】 基本額 1事業者当たり10万円 加算額 車両1台につき区分に応じた額を支給 ・大型貨物自動車 30,000円 ・中型貨物自動車 20,000円 ・小型貨物自動車 10,000円 ・軽貨物自動車 5,000円 ・旅客自動車(11席以上) 30,000円 ・旅客自動車(10席以下) 10,000円
			総務課 職員係	運送業等燃油価格高騰対策 支援事業人件費	0	137	137	運送業等燃油価格高騰対策支援事業にかかる人件費を計上します。
教育費	社会教育費	文化会館費	成東文化会館 のぎくプラザ	さんぶの森文化ホール 施設管理事業	1,751	1,972	3,723	さんぶの森文化ホールにおける舞台装置操作業務について、担当職員が不足する期間、専門業者に委託するため、委託料を計上します。
			成東学校 給食センター	学校給食センター 施設整備事業	1,052,706	7,009	1,059,715	新給食センターの稼働開始に向け、各小学校給食搬入口の改修や駐車場整備にかかる費用として、修繕料等を増額計上します。 また、山武学校給食センターの解体に伴い、屋内のアスベスト含有調査を実施するため、委託料2,079千円を計上します。
				合計	1,409,065	324,952	1,734,017	

第2表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額 千円
9 教育費	7 学校給食費	学校給食センター施設整備事業	371,140

第3表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	償還の方法
学校給食センター施設整備事業	千円 441,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとす る。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換える ことができる。	千円 444,100	補正前 に同じ 補正前 に同じ
計	441,200				444,100	

報告第1号

令和6年度山武市一般会計継続費繰越計算書について

令和6年度山武市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和6年度山武市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 進次 繰越額	左の財源内訳		
				予算 計上額	前年度 進次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	国・県 支出金	地方債
9	7	学校給食 センター施設 整備事業	2,472,496,000	1,941,128,000	7,252,900	1,948,380,900	687,974,233	1,260,406,667	1,260,406,667	70,006,667		1,190,400,000

令和7年6月3日 提出

山武市長 松下 浩明

報告第2号

令和6年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度において、地方自治法第213条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費		円	円	円	円	円	円	円
		市勢要覧作成事業	9,537,000	8,217,000	7,892,000				325,000
		本庁舎整備事業	8,655,000	8,655,000	455,000		8,200,000		
		J R 松尾駅周辺整備事業	6,930,000	6,930,000					6,930,000
3 民生費	1 社会福祉費	共同利用施設等施設改修事業	6,097,000	6,097,000					6,097,000
		物価高騰支援給付金給付事業	191,158,000	15,136,801	15,136,801				
		物価高騰支援給付金給付事業人件費	256,000	249,904	249,904				
4 衛生費	2 児童福祉費	物価高騰支援給付金給付事業会計年度任用職員人件費	865,000	672,504	672,504				
		こども園施設整備事業	6,507,000	6,507,000		2,168,000	4,100,000		239,000
5 農林水産業費	1 保健衛生費	子育て世代包括支援センター等事業	825,000	825,000		825,000			
		園芸農産支援事業	59,056,000	59,056,000		59,056,000			
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	161,200,000	124,354,332		74,310,131	21,600,000		28,444,201
6 商工費	1 商工費								
		企業誘致促進事業	5,698,000	5,632,000					5,632,000
		海岸施設維持管理事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	42,578,000	16,180,000					16,180,000
		松尾駅周辺排水対策事業	294,803,000	294,803,000			294,800,000		3,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8 消防費	1 消防費	山武地区広域農道建設施行区間整備事業	42,550,000	42,550,000		38,200,000		4,350,000	
		連沼ホ・連沼イ線外防災ネットワーク道路整備事業	34,083,000	34,082,237	14,850,000	18,200,000		1,032,237	
		道路改良事業	45,997,000	20,877,613				20,877,613	
		成田空港周辺対策道路・水路整備事業	26,303,000	4,678,570				4,678,570	
		橋梁長寿命化修繕事業	41,618,000	41,493,000	19,470,000	15,200,000		6,823,000	
9 教育費	2 小学校費	消防ポンプ車等整備事業	59,840,000	59,840,000		48,600,000		11,240,000	
		防災啓発事業	2,544,000	2,544,000				2,544,000	
		防災施設維持管理事業	5,600,000	5,600,000	5,000,000			600,000	
		災害対応事業	5,501,000	5,501,000	2,750,000			2,751,000	
		小学校トイレ環境整備事業	495,000	495,000				495,000	
3 中学校費	4 幼稚園費	中学校施設改修事業	105,270,000	105,270,000	30,387,000	60,700,000		14,183,000	
		成東中学校新校舎整備事業	279,336,000	246,539,000	120,939,000	97,800,000		27,800,000	
		幼稚園施設整備事業	10,598,000	10,597,500	3,532,000	6,700,000		365,500	
		食虫植物群落保護管理事業	500,000	500,000			250,000		
		松尾図書館施設管理事業	242,377,000	193,277,000		193,200,000		77,000	
6 保健体育費	5 社会教育費	成東総合運動公園施設改修事業	14,311,000	14,311,000	14,311,000				

令和7年6月3日 提出

山武市長 松下 浩明

報告第3号

令和6年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度において、地方自治法第213条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
1	貸付金	さんむ医療センター貸付金	754,900,000	754,800,000	円	円	円	円	円

令和7年6月3日 提出

山武市長 松下 浩明

令和 7 年山武市第 2 回定例記者発表資料
【行事・事業案内】

窓口受付時間変更のお知らせ

受付の準備・片付けの時間を確保し、職員の恒常的な時間外勤務を解消するなど、働き方改革の推進を図るため、市役所・教育委員会庁舎等の窓口受付時間を変更いたします。

市では、証明書のコンビニ交付の実施のほか、手続きのオンライン化を進め、サービスの拡充に努めていきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

変更前 午前8時30分～午後5時00分

※一部窓口は午後5時15分



令和7年7月1日(火)～

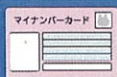
変更後 午前8時45分～午後5時

対象窓口 ※正面玄関の利用時間・電話の受付時間も上記時間に変更します。

- ◎山武市役所・成東保健福祉センター
- ◎各出張所（山武出張所・松尾出張所・蓮沼出張所）
- ◎水道課
- ◎教育委員会庁舎



詳しくはホームページをご覧ください
<https://www.city.sammu.lg.jp>



マイナンバーカードを利用した便利なお手続き

○コンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で、各種証明書が簡単に取得できます。ご利用には、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。



証明書	手数料	利用時間	利用店舗
住民票の写し (本人・同一世帯分)	1通 200円 (窓口では300円)	6:30～23:00 土日祝日を含む毎日 ※年末年始・メンテナンス日を除く	全国の ・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・ミニストップ ・イオンリテール など ※マルチコピー機設置店舗に限る
印鑑登録証明書 (本人のみ)			
所得・課税証明書 (本人・最新年度のみ)			
戸籍全部(個人)事項証明書 (本人・同一戸籍分) ※本籍・住所が山武市の方のみ	1通 450円 (窓口と同額)	9:00～17:00 月～金曜日 ※祝日・年末年始・メンテナンス日を除く	

令和7年度防災訓練（浸水・土砂災害）の実施について

1 目 的

- (1) 災害対策本部訓練による、市の災害対応能力の向上
- (2) 市民の避難情報に基づく避難行動の実施により避難の実効性を向上
- (3) 防災フェアによる市民意識の高揚

2 実施日

6月8日（日）、8：00～12：00

※実施日は、出水期（平均的な梅雨入り6月8日）に備え設定

3 実施の項目及び概要

(1) 災害対策本部訓練

ア 時 間：8：00～9：30

イ 場 所：第5会議室

ウ 概 要

- ◇ 第5会議室に災害対策本部を設置し実施
- ◇ 気象情報に基づき災害対策本部で判断し、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」を発令
- ◇ 付与された状況への対応
- ◇ 土砂災害の発生に伴う、行方不明者の捜索に関する関係機関等の調整、命令下達の実施

(2) 浸水・土砂災害避難訓練

ア 時 間：8：30～9：30（終了時間は、区・自主防災組織の計画）

イ 場 所：各避難所（成東小学校、大富小学校、さんぶの森中央会館、農村環境改善センター）

ウ 概 要

8：30に「高齢者等避難」、9：00に「避難指示」の発令を防災行政無線で放送し、これに基づき、参加する区、自主防災組織等の計画で避難を実施（5月9日現在、15団体、160人参加予定）

(3) 防災フェア（荒天時：中止、小雨：決行）

ア 時 間：10：00～12：00

イ 場 所：さんぶの森交流センターあららぎ館及び同周辺地域

ウ 概 要

(ア) 車両、ブース展示

- ◇ 消防、警察、自衛隊、NTT、日本郵政等による災害関係車両の展示
- ◇ 災害関係企業、団体によるブース展示
- ◇ 起震車、消火器による消火、炊き出し（ハイゼックスを使用した炊飯）等の体験

(イ) スタンプラリー

(ウ) 講話：浸水・土砂災害に関する身近な気象情報、講師：消防防災課

山武市サマーカーニバルの概要について

名称 山武市サマーカーニバル

日時 7月26日(土曜日) 14:00～20:00 ※荒天中止
花火打ち上げ 19:45～ (約1,500発予定)

目的 山武市サマーカーニバルは、本市を代表する一大イベントであり、地域の賑わいや観光振興及び地域経済活性化を目的とし、市民はもちろんのこと県内外から花火などを楽しみにしている多くの観光客が訪れます。

内容 蓮沼海浜公園展望塔前広場を会場として、熱気あふれるサンバ隊のパレードや多彩な出店により子どもから大人まで楽しむことができます。ステージでは地元有志による歌やダンスパフォーマンスなどが会場を盛り上げ、クライマックスには海岸から打ちあがる花火が夜空を美しく染め上げます。
○出店予定数 45店(テント32店舗 キッチンカー13店舗)+露店
○ステージ出演数 17団体(主にダンスパフォーマンス)
※参考 R6サマーカーニバル来場者数 約1万9千人

場所 蓮沼海浜公園展望塔前広場
山武市蓮沼木の368番地1 蓮沼海浜公園展望塔前広場

料金 無料(入場料および出店料)

協賛金 協賛金募集 6月20日(金)まで
詳しくは山武市ホームページをご覧ください。
お問い合わせ先: 山武市商工会 (0479-86-5147)

事務局 山武市サマーカーニバル実行委員会事務局
(山武市商工観光課内)
0475(80)1202



太平洋戦争終結 80 年展企画書

名称：令和 7 年度山武市歴史民俗資料館企画展・太平洋戦争終結 80 年展

I 期「郷土危うし」－空襲下の山武地域－

開催期間：令和 7 年 5 月 25 日（日）～9 月 21 日（日）

趣旨：日本人約 310 万人が犠牲になったと言われる太平洋戦争では、前線で戦った兵士の他、空襲によりおびただしい数の一般市民の命が失われました。

山武地域においても、軍事目標となった松尾町高富地区の海軍大平技術研究所、陸軍豊成飛行場・栗山両飛行場、成東駅・松尾駅や鳴浜・蓮沼小学校も被爆し、地域住民に被害が及びました。

太平洋戦争終結から 80 年が経過し、山武地域に残る戦跡は記憶とともに風化しようとしています。戦跡は今記録化を図らねば、この時代の郷土を語る歴史資料として次世代へ継承することが難しいと言わざるを得ません。

今回の企画展では、戦争と山武地域の関わりについて開戦から終戦に至る経緯や、空襲被害についてスポットを当て、様々な資料から当時を検証します。

展示会場：山武市歴史民俗資料館展示室

展示品目：鉄帽、98 式軍衣袴、巻脚絆、38 式歩兵銃、1 式戦闘機隼の水平尾翼、2 式複座戦闘機屠龍機体破片、4 式戦闘機疾風のプロペラ 1 枚・胴体外板破片・胴体内板破片【初公開】、疾風搭載 20mm 機関砲ホ - 5 部品、疾風搭載 13mm 機関砲ホ - 103 部品【初公開】、100 式司令部偵察機のシリンダバレル【日本で唯一現存品】、B-29 搭載の集束焼夷弾筒、海保秀一氏（元陸軍パイロット）画陸海軍機油絵

真行寺重昭氏作ジオラマ…戦車第 33 連隊（睦岡小学校に本部所在）95 式軽戦車、1 式砲戦車、山武市上空の空中戦で撃墜された海軍戦闘機雷電、100 式司令部偵察機、B-25・B-29・F-6-F・P-51 他多数

関連行事：ギャラリートーク（6 月 7 日）、講演会（7 月 19 日）、紙芝居上演（8 月 9 日）、ケーブルネット 296 製作 DVD 上映会（8 月 23 日）

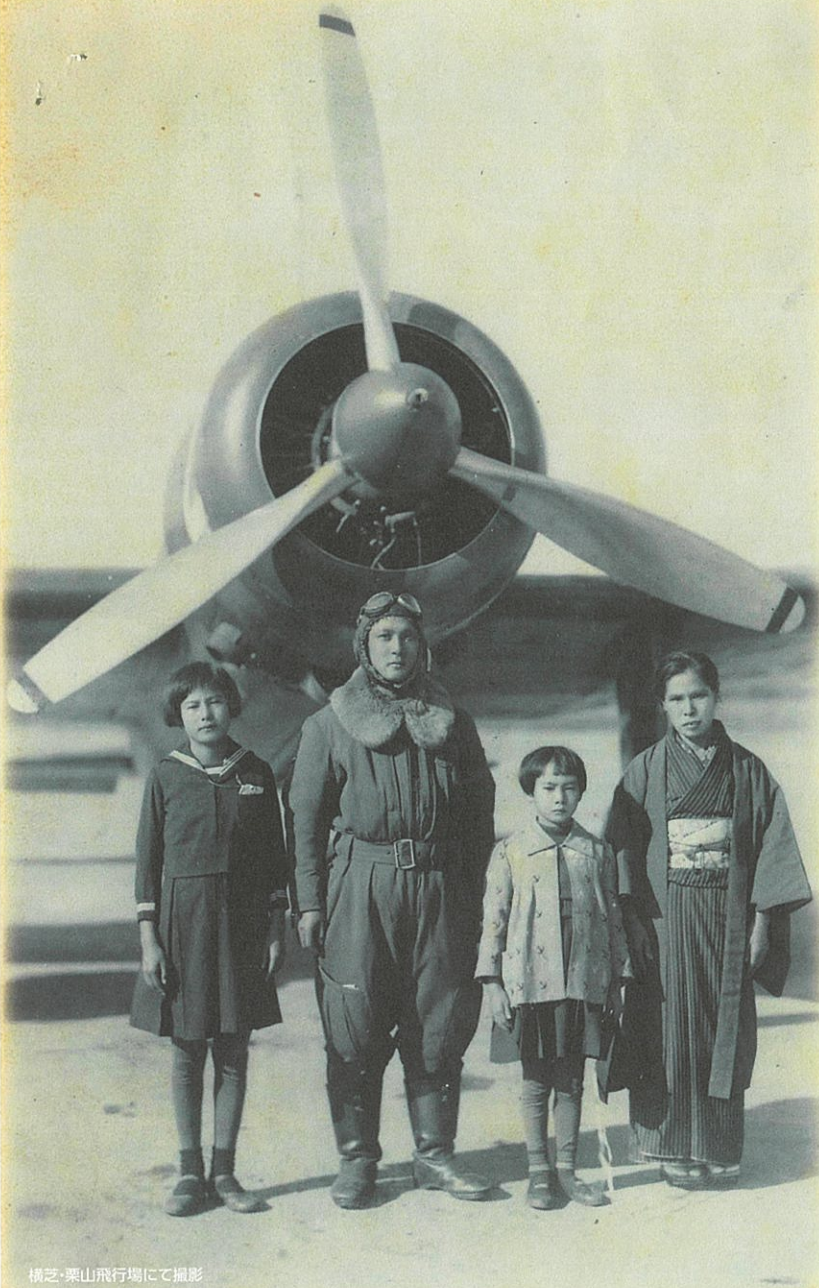
主催・問い合わせ先：山武市歴史民俗資料館（山武市殿台 343-2 電話 0475-82-2842）

太平洋戦争終結 80年展 I

令和7年度企画展

「郷土危うし」—空襲下の山武地域—

令和7年5月25日(日)～9月21日(日)



横芝・栗山飛行場にて撮影

関連行事①講演会

敵上陸に備えよ。
最前線となった我が郷土

開催日時 7月19日(土) 13:30～15:00
(受付開始13:00～)

講師 山武市歴史民俗資料館長
稲見 英輔

会場 山武市成東文化会館のぎくプラザ
2階 視聴覚室
※関連行事②③とも同じ会場

予約不要
参加費無料
先着70名様

関連行事②パネルシアター

成東駅爆破
—終戦2日前の惨事—

開催日時 8月9日(土) 13:30～15:00
(受付開始13:00～)

出演団体 千葉県退職女性教職員の会
ふさの会 山武支部

備考 パネルシアター上演前に、
開戦から成東駅が爆破されるまでの
経緯について解説します

予約不要
参加費無料
先着70名様

関連行事③DVD上映会

開催日時 8月23日(土) 13:30～15:00
(受付開始13:00～)

上映作品

- 1 ケーブルネット296製作
幻の本土最終決戦～首都の盾 房総千葉～
—2016年ケーブルテレビ ヒストリアワード 入選—
- 2 ケーブルネット296製作
成東駅列車爆破～終戦2日前の惨事～
—2021年日本ケーブルテレビ大賞
グランプリ総務大臣賞 コンペティション部門 優秀賞—

予約不要
参加費無料
先着70名様

ギャラリートーク 開催日時 6月7日(土) 10:30～11:30 (受付開始10:00～) 会場 山武市歴史民俗資料館 展示室 予約不要・参加費無料・先着10名様

開催期間中の
休館日

令和7年 5月▶26(月)

6月▶2(月)・9(月)・16(月)・23(月)・30(月)

7月▶7(月)・14(月)・22(火)・28(月)

8月▶4(月)・12(火)・18(月)・25(月)

9月▶1(月)・8(月)・16(火)

〈主催／展示会場／お問い合わせ先〉

山武市歴史民俗資料館

〒289-1324 山武市殿台343-2 ☎0475-82-2842

●開館時間／9:00～16:30

●休館日／月曜日

※但し月曜日が祝日の場合
開館し、火曜日に休館します。

<https://www.city.sammu.lg.jp/kyouiku/bunkazai-rekishi/siryoukan/>

ご案内図



千葉県立蓮沼海浜公園 蓮沼ウォーターガーデン

開園50周年記念事業 概要書



千葉県レクリエーション都市開発株式会社
蓮沼海浜公園管理運営部

イベント開催の目的

本イベントは、地域住民に長年親しまれてきた当プールの開園50周年を記念し、その歴史と役割を改めて振り返るとともに、地域の絆を深め、次世代への継承を図ることを目的としています。

また、市民の健康促進や夏季のレジャー環境としてのプールの価値を再認識してもらうと同時に、県内外からの集客を通じて、地域経済の活性化にも寄与することを目指します。

令和7年度営業について

営業期間：7月5日(土)～9月23日(火祝)

休園日：7月7日～11日、14日～18日、9月平日

営業時間：9時～17時（最終入園15時）

入園料金：大人1900円、高校生1100円、中学生450円、小学生400円
幼児200円、3歳以下無料

プレオープン

営業日：6月28日(土)、29日(日)

営業時間：10時～15時

入園料金：大人500円、高校生以下無料

※駐車場やアトラクションなどは有料です。

リニューアル

昨年登場した音楽と水の共演

「サウンドスプラッシュ」に
手動タイプの噴水が加わります。

また新たな楽曲も追加され
昨年以上に楽しめます。



オープニングセレモニー

日にち：7月5日(土)

時間：10時～11時55分

場所：蓮沼ウォーターガーデン内

9:00 開園

マスコットキャラクターやダンスチームによるお出迎え

10:00 オープニングセレモニー第1部開始

開会あいさつ

10:05 来賓祝辞

10:15 来賓紹介

10:20 くす玉割り

10:30 オープニングセレモニー第1部終了

10:30 オープニングセレモニー第2部開始

ダンスパフォーマンス

10:40 プール入水式

ゲスト紹介

10:45 ゲストお祝いスピーチ

10:50 プール入水

11:00 水泳対決

11:20 お笑いショー

11:55 オープニングセレモニー第2部終了



萩野公介

リオデジャネイロオリンピック
400m個人メドレーの金メダリスト



クールボコ

ワタナベエンターテインメント所属
餅つきネタのお笑いコンビ

※内容は変更となる場合があります。

50周年スペシャルイベント

01 来園者プレゼント

7月5日(土)限定！

来園者全員に50周年記念ボトルホルダーをプレゼント！

02 特別入園日

7月5日(土)、6日(日)、9月20日(土)、21日(日)、23日(火祝)

5日間限定！大人1000円、高校生以下無料でご利用いただけます。

03 1人1回乗り物無料

期間中の平日限定！（8/12～15を除く）

ご来園のお客様へアトラクション1回無料券プレゼント！

04 フォトコンテスト

来園したお客様がプール内で撮影した写真を対象にフォトコンテストを開催します。受賞者には豪華景品を贈呈！

過去に撮影した写真も対象とします。

05 マスコットキャラクター募集

期間中来園者から蓮沼ウォーターガーデンのオリジナルマスコットキャラクターのデザイン案を募集します！選ばれたキャラクターは来年発表します。

採用者には豪華景品をプレゼント！

06 ハッピーサプライズ

来園者~~全員~~に番号を配布し、11時～15時の毎時10名様の番号を発表します。当選者にはクジ引きで景品をプレゼント！

07 パフォーマンス

7月26日(土)12時から

日本航空の現役客室乗務員で構成されたチアダンスチーム「JAL JETS」によるダンスパフォーマンス！

8月6日(水)10時から

「山武(さんむ)の日」。山武市のマスコットキャラクター

「SUNムシくん」によるPR。市観光協会による特産のイチゴを使った

「削りイチゴ」の販売！

8月23日(土)12時から

千葉県立成東高等学校吹奏楽部による演奏！

その他

01 50周年記念ポロシャツの着用

50周年記念ポロシャツを制作し、社員が着用します。

02 50周年記念フォトスポット設置

園内に思わず写真を撮りたくなるようなフォトスポットを設置します。

03 昔懐かしいイベント開催

昔人気だった「宝探し競争」や「溪流下りつかみ取り競争」「ビーチフラッグス」などを開催します。

04 クラウドファンディングの実施

50周年イベントを盛り上げるため、クラウドファンディングを実施します。

05 アクセス

期間中は臨時バスが東京駅、JR千葉駅、成東駅から運行されますので、アクセスが充実します。

06 宣伝・PR

◇デジタルサイネージによるPR

千葉駅前、柏駅前、京成成田駅前、船橋駅構内、本八幡駅構内で実施。

◇SNS情報発信

TikTok、Instagram、GDNで実施

◇映画館シネマ広告

7月18日(金)から鬼滅の刃で放映

◇bayFM

6月下旬から9月22日まで日程を決めて放送

※今年度はアソビューからチケット購入者（全体の約8割）へ宣伝・PRのアンケートを実施し（必須）、各効果を測定します。

小松地先土砂搬入案件に係る市残土条例
に基づく調査結果報告書

令和7年5月

山 武 市

目 次

1 市残土条例に基づく調査の実施	1
(1) 調査の目的	
(2) 調査実施部署	
(3) 調査対象	
(4) 調査の要点	
(5) 調査工程	
(6) 調査の進め方	
2 小松地先市有地及び森地先市有地に係る基本情報	4
(1) 小松地先市有地及び森地先市有地の位置	
(2) 小松先市有地の土砂情報等	
(3) 森地先市有地の土砂情報等	
3 千葉県との協議・意見交換	8
(1) 関係部署	
(2) 実施状況	
4 千葉県警察との意見交換	9
(1) 関係部署	
(2) 実施状況	
5 事業者への資料徴取・聴取	10
(1) 土砂埋立て請負事業者	
(2) 土砂運搬事業者	
(3) 土砂発生元事業者	
(4) 搬入土量の試算	
(5) 追加確認事業者	
(6) まとめ	
6 土砂発生元及び運搬中継地の現状確認	17
(1) 土砂発生元の現状	
(2) 土砂運搬中継地の状況	
7 庁内関係部署への資料徴取	19
8 市関係職員への聴取	20
(1) 対象部署及び対象者の範囲	
(2) 聴取方法	
(3) アンケート結果	
(4) ヒアリング結果	

9	土砂の廃棄物等の混入状態の確認	25
(1)	一般的な現地調査	
(2)	掘削調査の代替	
(3)	現地調査の実施	
(4)	小松地先市有地の調査結果	
(5)	森地先市有地の調査結果	
(6)	まとめ	
10	土質性状の検証	29
(1)	産業廃棄物の定義	
(2)	土質性状として判定するもの	
(3)	搬入された土砂と発生元の土質検査結果	
(4)	「改良土」かの判定	
(5)	「安全基準に適合しない残土」かの判定	
(6)	検査機関による土質区分と適用用途の判定	
(7)	まとめ	
11	山武市残土等の埋立て等に関する調整会議	34
(1)	調整会議の概要	
(2)	調整会議の実施結果	
12	調査結果	36
(1)	土砂発生元の特定及び運搬経路	
(2)	盛土内部の産業廃棄物の混入調査	
(3)	土質性状の判定	
(4)	搬入土砂の撤去方針	
13	今後の対応	40
(1)	現地の保全管理	
(2)	土砂処分と土地利用の検討	
(3)	市残土条例及び関係規則等の見直し	

本調査結果報告書では、個人のプライバシーへの配慮の観点から、匿名化处理及び部分的な非開示措置を施しており、企業に対しても同様の措置を講じています。

＜本編での表記例＞

表 記	摘 要
A 社	土砂埋立て請負事業者
B 社	土砂運搬事業者
C 1 社～C 13 社	土砂発生元事業者
D 1 社～D 9 社	その他土砂運搬事業者
E 社	追加確認事業者

1 市残土条例に基づく調査の実施

(1) 調査の目的

令和6年3月18日に山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会から市長へ報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）が提出された。

市が至急対応すべきこととして、盛土の土質性状として産業廃棄物の可能性が否定できないことから、盛土内部の異物調査が必要であると示された。

また、「山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例（以下「市残土条例」という。）」における第7条違反の疑いのほか、改良土の定義や位置付けの見直し等について提言があった。

これを受け、市残土条例の施行において、土砂に産業廃棄物が混入しているのか、土質性状が同条例第7条で埋立てを禁止する改良土又は安全基準に適合しない残土なのか、同条例第25条（報告の徴収）及び第26条（立入検査）に基づき調査を実施した。

(2) 調査実施部署

- ・建設環境部環境保全課

(3) 調査対象

ア 工事関係者

調査対象	説明
土砂埋立て請負事業者	土砂埋立て工事を施工し、土砂の手配をした者
土砂運搬事業者	土砂発生元から小松地先市有地へ土砂を運搬した者
土砂発生元事業者	土砂運搬事業者へ工事発生土を搬出させた者
市	土砂埋立て工事の発注者、土地所有者

イ 土砂

調査対象	説明
小松地先市有地の土砂	土質性状（性質や状態等）を調査する
森地先市有地の土砂	土質性状（性質や状態等）を調査する

※ 森地先市有地の土砂は、令和4年11月に、市が小松地先市有地から道路工事での使用を目的に搬出したもの。

(4) 調査の要点

ア 土砂発生元から中継地、小松地先までの運搬経路確認

- ・土質性状を判断するうえで、土砂発生元や運搬経路における異物の混入や土壌改良の有無を確認した。

イ 土砂発生元の土質検査結果の確認及び市が実施した土質検査結果との整合確認

- ・土砂発生元及び小松地先へ搬入後の土質検査結果を照合し、双方の整合性及び安全基準を満たしているか確認した。

ウ 土砂の廃棄物等の混入状態

- ・小松地先市有地及び森地先市有地の土砂に産業廃棄物が混入しているか確認した。

(5) 調査工程

本調査は、令和6年4月から令和7年3月まで実施した。

本調査で実施した調査事項及び関連事項は、次の表のとおり。

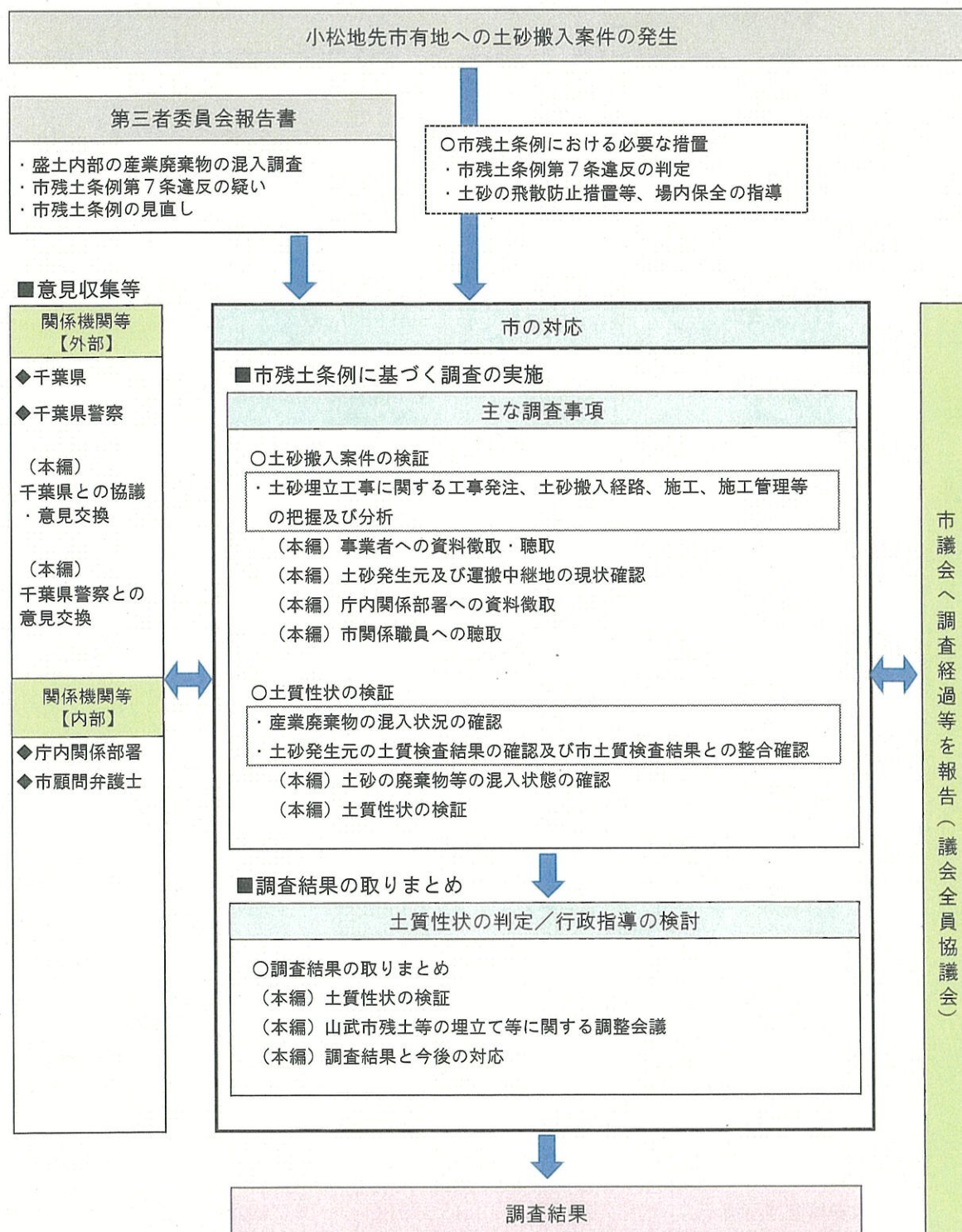
No.	事 項	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	千葉県との協議・意見交換													
2	千葉県警察との意見交換													
3	事業者への資料徴取・聴取													
4	土砂発生元及び運搬中継地の現状確認													
5	庁内関係部署への資料徴取													
6	市関係職員への聴取													
7	土砂の廃棄物等の混入状態の確認													
8	土質性状の検証													
9	残土等の埋立て等に関する調整会議													
10	調査結果の取りまとめ													

(6) 調査の進め方

本調査の全体構図は、次のフロー図のとおりであり、適宜、関係機関等との連携を図り調査を実施した。

また、調査の過程において、定期的に市議会へ調査経過等を報告した。

<本調査の全体構図>



2 小松地先市有地及び森地先市有地に係る基本情報

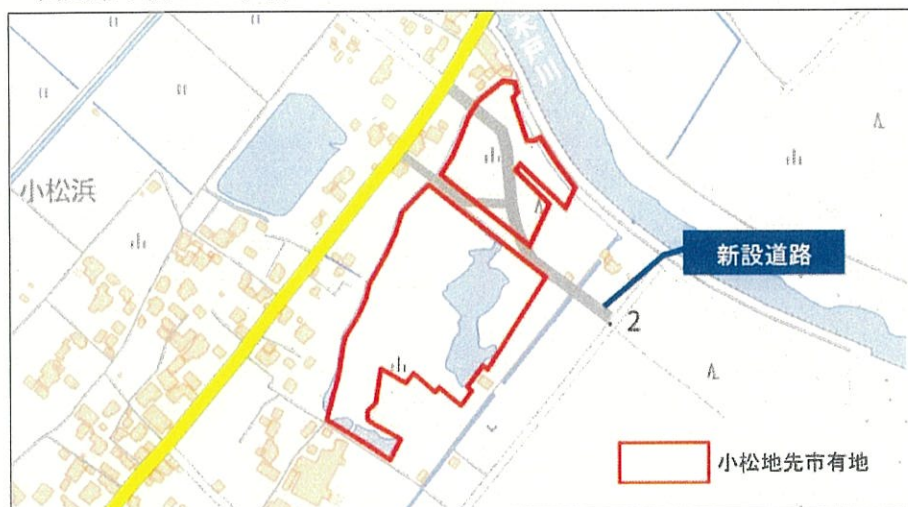
(1) 小松地先市有地及び森地先市有地の位置



(2) 小松地先市有地の土砂情報等

ア 所在地

山武市小松 3704、外 26

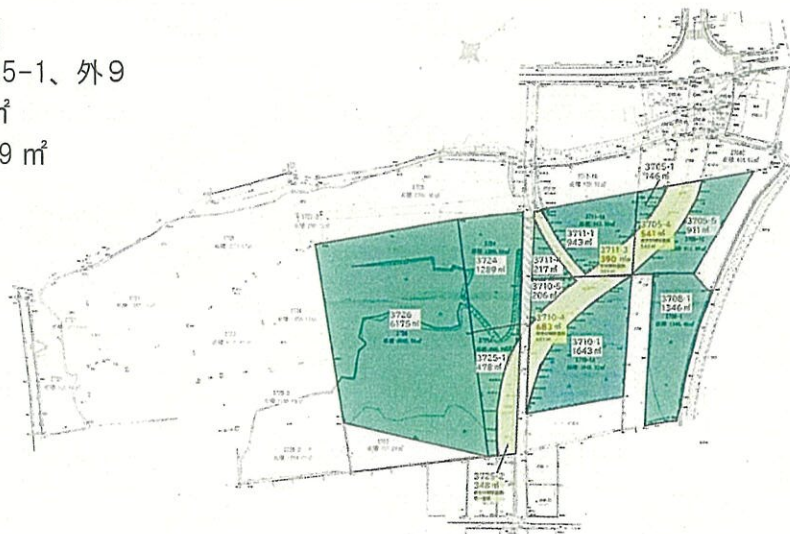


イ 面積・土量・盛土高

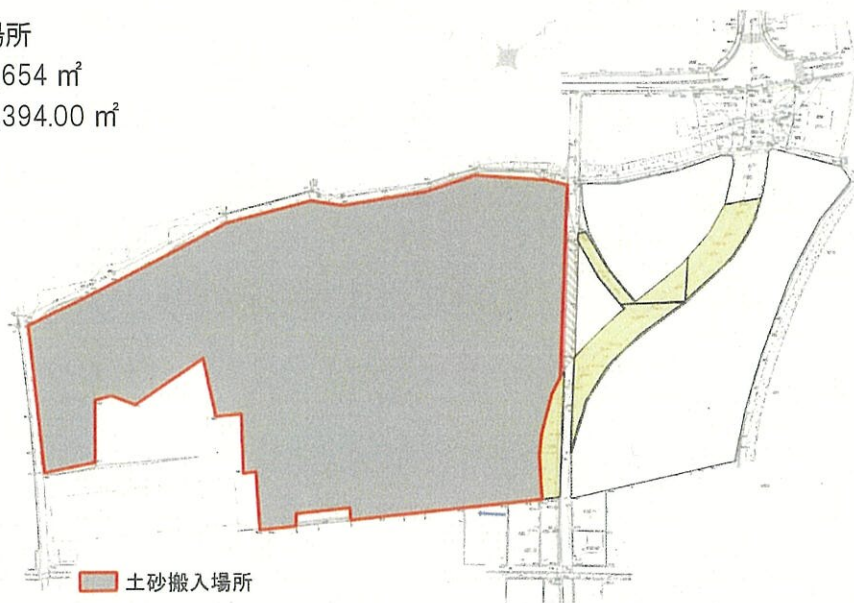
	面積 (㎡)		土量 (㎡)	盛土高 (m)
	地籍	実測		
総面積	30,878	31,476.87	48,888.1	2.11～3.81
うち保安林指定面積	13,354	13,370.39		
うち土砂搬入面積	21,654	20,394.00		

※ 土量は、搬入後に締固めをしており、搬入時より減少したものととなります。

- ウ 保安林指定範囲
 山武市小松 3705-1、外9
 (地籍) 13,354 m²
 (実測) 13,370.39 m²



- エ 土砂搬入場所
 (地籍) 21,654 m²
 (実測) 20,394.00 m²



- オ 現地写真
 ① 案件前 (令和4年3月撮影)



② 案件後（令和4年9月撮影）



③ 案件後（令和5年6月撮影）



(3) 森地先市有地の土砂情報等

ア 所在地

山武市森 1679-1、外 2



イ 面積・土量・盛土高

箇所	実測面積 (㎡)	土量 (㎡)	盛土高 (m)
A	327.79	632.46	2.90
B	196.59	387.07	2.29
合計	524.38	1,019.53	—

ウ 現地写真（令和5年6月撮影）

① A地点



② B地点



3 千葉県との協議・意見交換

市では、産業廃棄物への対応及び市が実施する調査の手法等について、千葉県と協議・意見交換を実施しました。

これにより、調査の実効性及び効率性等の向上を図りました。

(1) 関係部署

- ・千葉県 環境生活部 廃棄物指導課、ヤード・残土対策課
- ・千葉県山武地域振興事務所 地域環境保全課

(2) 実施状況

No.	年 月 日	相 手 方	概 要
1	R6.4.22 (月)	廃棄物指導課、 ヤード・残土対策課	調査実施への協力・支援のお願い 調査概要の説明
2	R6.4.26 (金)	ヤード・残土対策課	小松地先現地確認
3	R6.5.16 (木)	地域環境保全課	調査実施への協力・支援のお願い 調査概要の説明
4	R6.5.28 (火)	ヤード・残土対策課	調査全般に係る意見交換
5	R6.7.2 (火)	ヤード・残土対策課、 地域環境保全課	小松地先市有地及び森地先市有地の土砂の空間放射線 量測定
6	R6.9.5 (木)	ヤード・残土対策課、 地域環境保全課	進捗状況の確認 搬入土砂の廃棄物等の混入状態の確認方法
7	R7.2.10(月)	ヤード・残土対策課、 地域環境保全課	進捗状況の確認 土質性状の判定、行政指導の検討等

4 千葉県警察との意見交換

市では、市残土条例に基づく調査の進展に併せて、千葉県警察と意見交換を実施しました。
これにより、調査への助言や調査の方向性等を認識しました。

(1) 関係部署

- ・千葉県山武警察署 生活安全課

(2) 実施状況

No.	年 月 日	相 手 方	概 要
1	R6.9.18 (水)	山武警察署 生活安全課	調査状況の共有及び意見交換
2	R7.2.13 (木)	山武警察署 生活安全課	調査状況の共有及び意見交換 市残土条例違反及び行政指導の考え方

5 事業者への資料徴取・聴取

土砂埋立て請負事業者、土砂運搬事業者及び土砂発生元事業者に対して、搬入された土砂の性状・土量・搬入経路等の事実確認のため、関係資料を徴取しました。

また、必要により立入検査や聴取等を実施しました。

(1) 土砂埋立て請負事業者

ア 対象事業者

A社

イ 経過

① 事業者関係

年月日	区 分	概 要
R6.4.26(金)	指導書発送（郵送）	・ 関係資料の提出を求める文書を発出 （提出期限 5 月 15 日）
R6.5.7(火)	書面受領（郵送）	・ 会社の現況を説明する文書を受領
R6.5.16(木)	A社へ訪問	・ 関係資料の提出期限が過ぎ、事務所及び代表者宅を訪問 ・ 以後の対応は、清算事務代理人の弁護士を紹介された
R6.5.29(水)	清算事務代理人弁護士へ 架電	・ 事務所の立入検査の日程調整を依頼した
R6.6.7(金)	A社へ立入検査	・ A社事務所を立入検査 ・ 決算書類綴等、預かり証を交付のうえ借用
R6.7.12(金)	清算事務代理人弁護士から 入電	・ A社の破産申立について説明あり
R6.8.23(金)	借用書類を返却	・ 持参のうえ返却
R6.9.2(月)	清算事務代理人弁護士から 入電	・ 裁判所へA社の破産申立がなされた
R6.10.30(水)	届出債権者の確認	・ 裁判所で破産手続に係る届出債権者一覧を閲覧した

② 元従業員関係

年月日	区 分	概 要
R6.5.1(水)	通知文書発送（郵送）	・ 聴取の協力通知を送付するも、あて所に尋ねなく、5月 9日返戻
R6.9.27(金)	住民票の写し等の請求 （郵送）	・ 住所地自治体へ住民票の写し等の請求書を送付
R6.10.4(金)	通知文書発送（郵送）	・ 聴取の協力通知を送付するも、連絡期限 10 月 15 日ま でに連絡なし
R6.10.16(水)	元従業員宅訪問	・ 連絡期限が過ぎ、元従業員宅を訪問 ・ 本人不在のため、家族に市へ連絡するように伝達
R6.10.17(木)	元従業員から入電、聴取	・ 小松地先での業務内容や土砂搬入業者等を確認した

ウ 所見

- ・令和6年2月に前社長が死去し、3月頃から会社を清算する動きがあり、裁判所での破産手続が9月から開始された。
- ・前社長が会社を仕切っていたことから、家族は経営の詳細を把握していない。
- ・元従業員（現場監督）へのヒアリングでは、B社が土砂を搬入していたことは承知していたが、別の搬入業者の存在を含め、それ以外のことは関知していない。
- ・A社事務所への立入検査では、決算資料等を徴取した。

(2) 土砂運搬事業者

ア 対象事業者

B社

イ 経過

年月日	区 分	概 要
R6.5.17(金)	指導書発送 (郵送)	・関係資料の提出を求める文書を発出（提出期限5月31日）
R6.5.21(火)	聴取	・B社取締役社長が来庁、聴取を行った
R6.8.27(火)	聴取	・B社取締役社長のほか、社員1名が来庁、聴取を行った
R6.11.11(月)	聴取 (現地確認)	・B社中継地（ヤード）の現地確認を行った ・取締役社長の立ち合いがあった
R7.1.30(木)	立入検査	・B社事務所へ立入検査 ・会計書類帳簿及び運搬土量等について確認を行った

ウ 所見

① A社とB社の関係

- ・A社とB社は、本案件のみの仕事の付き合いであった。
- ・本案件での契約書の取り交わしはなく、口頭でのやり取りによるもので、聞取りでは、土量及び土質に関する詳細な指示は無かったようである。
- ・A社の会計帳簿では、B社からの金銭の授受は見当たらず、聞取りによると、発生元からの土砂運搬料と処分料は全てB社の利益になっている。

② 土砂の搬入許可

- ・聞取りでは、市の了解を得られたことから土砂を搬入したとしている。この場合、市側の過失も大きく考えられる。
- ・搬入した土砂は約3万m³までとしているが、この土量を裏付ける調査結果は得られていない。また、残りの約2万m³を運搬した事業者及び発生元が不明となっているが、有用な情報は得られていない。

③ 土砂発生元情報

- ・土砂搬出元の土質検査結果書は、市からA社へ提出を求め、B社がA社へこれを提出し、市が受領している。
- ・この土質検査情報は、B社が小松地先市有地に搬入した可能性のある土砂を抽出したもの。

④ 土砂の特徴

- ・都内の建設現場から搬出される土砂の多くは、建設工事の際に重機搬入時の安全措置として土壌改良されることが多く、従前の建物等の建設工事の際に土壌改良されていることも考えられる。

⑤ 土砂運搬ルート

- ・土砂搬入は、県内の中継地（ヤード）を経由していた。ヤードまでの運搬は外注で、ヤードから小松地先市有地への搬入は、主に自社ダンプであった。

⑥ 中継地（ヤード）

- ・このヤードは約 500 m²で、搬入前は敷地を超え共有地まで範囲を広げ、かなりの高さまで土砂をストックしていたが、それでも土砂が不足し、場内地盤を可能な限り掘り下げ、土砂を用意していた。
- ・このヤードでストックしていた土砂の発生元は不明である。
- ・当時から現在も場内の土砂は、発生元別に管理することは難しく、搬出時には混合された状態となることが想定される。

⑦ 会計処理

- ・B社の会計書類帳簿の確認は、閲覧によることとなったが、疑義があるものはないように見受けられた。

(3) 土砂発生元事業者

土砂運搬事業者から提出のあった土質検査情報をもとに、土砂発生元事業者へ関係資料の提出を求める文書照会を実施した。

ア 対象事業者

C 1 社、外 12

イ 資料徴取

① 文書照会

- ・送付先との問い合わせ対応等を考慮し、令和6年6月19日（水）から8月20日（月）にかけて段階的に実施した。

② 経過

- ・対象事業者13者のうち、10者から資料提供が得られたが、3者は資料不存在（一般残土のため、保存期間の超過等）であった。

No.	事業者	土砂発生現場		運搬者	工期	土砂(m)	汚泥(m)
1	C1社	1	東京都内	1	B社、外2	3.9.11-3.9.22	118
		2	東京都内	2	B社	4.3-4.3	292
		3	東京都内	3	D1社	4.9.22-4.9.28	366
		4	東京都内	4	D2社	4.1.11-4.2.1	722
				5	B社	3.10.21-3.12.10	832
		5	東京都内	6	D3社	4.5.11-4.5.17	427
				7	B社	4.4-4.5	126
2	C2社	6	東京都内	8	D4社	4.7.11-4.7.15	438
			東京都内	9	B社	4.6-4.7	378
		7	東京都内	10	B社	3.8.26-3.10.2	721
		8	東京都内	11	B社	3.11.1-3.12.8	1,100
		9	東京都内	12	B社	4.1.27-4.2.14	168
		10	東京都内	13	B社	4.2.21-4.3.11	205
				14	B社	4.3.12-4.4.1	681
3	C3社	11	東京都内	15	D5社	3.11.10-3.11.13	294
				16	B社	3.10.20-3.10.28	46
				17	B社	3.10.20-3.10.28	63
		12	東京都内	18	D6社	4.1.24-4.2.12	645
				19	B社	3.11.29-3.12.28	298
				20	B社	3.11.29-3.12.28	367
		13	東京都内	21	D5社	4.6.18-4.6.24	1,190
4	C4社			22	B社	4.5.6-4.6.16	547
				23	B社	4.5.6-4.6.16	619
5	C5社	14	東京都内	24	資料不存在		
6	C6社	15	東京都内	25	D7社	4.1.6-4.5.31	465
7	C7社	16	東京都内	26	資料不存在		
8	C8社	17	東京都内	27	情報なし	4.1.17-4.1.20	483
				28	B社	3.12.15-3.12.29	225
9	C9社	18	東京都内	29	D8社	3.11.19-3.12.10	470
				30	B社	3.10.22-3.11.11	119
10	C10社	19	東京都内	31	B社	R4.5 中旬 - R4.7 初旬	350
11	C11社	20	東京都内	32	情報なし	4.5.9-4.5.16	370
12	C12社	21	千葉県内	33	情報なし	4.5-4.7	600
13	C13社	22	千葉県内	34	D9社	4.3.16-4.4.3	3,400
				35	B社、外2	4.3.3-4.3.15	594
13	C13社	23	東京都内	36	資料不存在		
合 計 (13 事業者、23 現場、36 工事)						13,986	4,942
網掛けのある土砂合計 (小松地先へ搬入されたと考えられるもの)						4,716	
【運搬土量】上段に対して、一般的なほぐし率 1.2 を乗じる (小数点以下切り捨て)						5,659	

ウ 聴取状況

- ・対象の13事業者には、軽微な確認事項はあったものの、具体的な聴取は実施していない。
- ・持参提出の事業者（1者）には、一般的な残土処理方法等について意見交換を行った。
東京都内では、一定の割合で土壌改良を行ったうえで、建設工事を開始している。

エ 所見

- ・土砂発生元では、土砂と汚泥の搬出があった。
土砂は、土壌改良されたものが含まれていると考えられる。
汚泥は、中間処理業者で再生土の処理がされ、マニフェストが付されている。
- ・土砂総量 13,986 m³のうち本案件に該当するものは 5,659 m³で、土砂運搬事業者が運搬したとする約 3 万 m³とは大きく乖離している。

(4) 搬入土量の試算

前述の調査結果で得られた搬入土量のほか、B社への聞き取りでは、自社中継地（ヤード）で、事前にストックしていた土砂を小松地先へ搬入したとしている。

このことから、ストック土量を試算し、前号の調査で判明した土量 5,659 m³を加算した運搬土量を試算した。

また、埋立て時及び締固め時の土量換算を試算した。

ア 中継地のストック土量

（試算条件）敷地面積 500 m²に高さ 10mの四角錐の体積と地下部分 264 m³を掘削した体積に
ほぐし率 1.2 を乗じた合計とする。

（試算土量）5,542 m³

イ 運搬した土量

土砂運搬事業者が運搬したと想定される土量

- ・調査判明分 5,659 m³
- ・中継地分 5,542 m³
- ・合計 11,201 m³
- ・30,000 m³に占める割合：11,201 m³／30,000 m³=37.3%

ウ <参照>埋立て時の土量

ほぐし率で割り返した土量を求めた。

- ・埋立て時の土量 9,334 m³ (11,201 m³／ほぐし率 1.2)
- ・30,000 m³に占める割合：9,334 m³／30,000 m³=31.1%
- ・小松土砂に占める割合：9,334 m³／48,888 m³=19.0%

エ <参照>締固め時の土量

締固め率を乗じた土量を求めた。

- ・締固め時の土量 8,400 m³ (9,334 m³×締固め率 0.9)
- ・30,000 m³に占める割合：8,400 m³／30,000 m³=28.0%
- ・小松土砂に占める割合：8,400 m³／48,888 m³=17.1%

(5) 追加確認事業者

A社事務所へ立入検査した際に徴取した会計帳簿資料において、土砂運搬の関与が考えられる事業者の記載があったことから、事実確認を行った。

ア 対象事業者

E社

イ 経過

年月日	区 分	概 要
R6.10.2(水)	指導書発送 (郵送)	・関係資料の提出を求める文書を発出（提出期限 10月16日）
R6.10.15(火)	入電／架電	・従業員から入電、提出期限の延期について照会あり ・代表取締役から入電、本件でA社とは契約関係にない ・代表取締役へ架電、10/22(火)に訪問することとした
R6.10.18(金)	書面受領 (郵送)	・本件とは無関係である旨の文書を受領
R6.10.22(火)	聴取	・事務所を訪問、代表取締役と事務員1名が応対、聴取を行った
R6.11.5(火)	照会文書発送 (郵送)	・A社への入金記録についての照会（回答期限 11月19日）
R6.12.18(水)	聴取	・代表取締役が経営する飲食店へ訪問、代表取締役、外1名が応対、聴取を行った ・前述の入金記録についての回答をお願いした
R7.1.10(金)	書面受領 (郵送)	・回答書を受領した

ウ 所見

- ・A社の会計帳簿にE社からの入金記録があり、これに対するE社からの回答は、金額は振込手数料を除き合致していたが、「貸付金」としていた。
- ・「貸付金」であれば小松案件との直接的な関与はないが、この事実関係を裏付けるものは確認できない。

(6) まとめ

ア 土砂埋立て請負事業者

- ・前社長が死去し、会社が破産手続の状態であること、元従業員（現場監督）からも有用な情報はなく、調査の継続は困難と判断する。

イ 土砂運搬事業者

① 運搬した土砂

- ・B社が運搬したとする約3万m³に対して、調査結果は5,659 m³と大きく乖離している。
- ・この調査情報元である土砂発生元23か所の土質検査結果の資料は、B社から提出のあったもので、小松地先に搬入したと思われるものを抽出したものであり、資料提出の際に説明しているとのことであった。

- ・ 23 か所以外の土砂発生元については、確認できる書類がないとのこと。
- ・ A社の指示により、土砂搬入前に、自社所有の県内中継地（ヤード）に土砂をストックしていたとしている。
- ・ B社が運搬した土砂は、調査結果で判明した土砂とヤードにストックしていた土砂であると考えられる。
- ・ B社が関与していないという土砂約2万m³に係る関係事業者等の情報が得られていない。
- ・ B社によると、市の了解を得られたことから土砂を搬入したとしている。この場合、市側の過失も大きく考えられる。

② 土砂運搬ルート

- ・ 運搬ルートは、殆どが自社ヤードを経由しており、ヤードまでの運搬は外注で、ヤードから小松地先への搬入は、主に自社ダンプとしていたようである。
- ・ A社の元従業員（現場監督）からの聞き取りでは、搬入車両の殆どがB社のダンプであったと記憶しており、B社が大半の土砂を搬入していたことも考えられる。

③ 調査結果

- ・ 事業者への聴取、立入検査等、可能な範囲での事実確認の調査は実施したが、土砂の発生元や土量等の全容を解明出来ていない。
- ・ B社から新たな資料提供が望めない等、調査を継続するための根拠がないことから、調査の継続は困難と判断する。

ウ 土砂発生元事業者

- ・ 発生元からの土砂は、一定割合で土壌改良された改良土が含まれていると考えられる。
- ・ 東京都内等の都市部では、建設工事初期段階で土壌改良が行われていることが多い。
- ・ 土砂発生元事業者から土砂運搬事業者への発注は、土砂を自由処分としている場合もある。
- ・ 土砂発生元事業者は、小松地先を土砂処分先として指定していないことから、責任を問うことは難しいと判断する。

エ 追加確認事業者

- ・ A社の会計帳簿にE社からの入金記録があったが、E社では「貸付金」として会計処理をしていると回答があった。
- ・ 双方の会計処理の根拠等、事実関係を確認することが難しく、調査の継続は困難と判断する。

6 土砂発生元及び運搬中継地の現状確認

小松地先市有地への土砂搬入が想定される発生元については、現地確認が必要と考えられますが、全て工事が完了しています。

このため、インターネット等での情報収集による確認を行いました。

また、土砂運搬事業者の運搬中継地であったヤードについて、現地調査を実施しました。

(1) 土砂発生元の現状

土砂発生元は、東京都内及び千葉県内の市街地で、マンション等の高層建物の建設工事現場から搬出されたものであり、土砂発生元周辺も高層建物等が立地している。

いずれの土砂発生元においても、地盤特性は軟弱地盤であることから、基礎補強策が必要な地域であるように考えられる。

これらのことから、建設工事の初期段階で土壌改良が施されていると推測する。

■小松地先への土砂搬入が考えられる土砂発生元（再掲）

No.	事業者	土砂発生現場			運搬者	工期	土砂(m ³)
2	C2社	7	東京都内	10	B社	3.8.26-3.10.2	721
		8	東京都内	11	B社	3.11.1-3.12.8	1,100
		9	東京都内	12	B社	4.1.27-4.2.14	168
		10	東京都内	13	B社	4.2.21-4.3.11	205
				14	B社	4.3.12-4.4.1	681
3	C3社	11	東京都内	16	B社	3.10.20-3.10.28	46
		12	東京都内	19	B社	3.11.29-3.12.28	298
		13	東京都内	22	B社	4.5.6-4.6.16	547
9	C9社	19	東京都内	31	B社	R4.5 中旬 - R4.7 初旬	350
11	C11 社	21	千葉県内	33	情報なし	4.5-4.7	600
土砂合計（小松地先へ搬入されたと考えられるもの）							4,716
【運搬土量】上段に対して、一般的なほぐし率 1.2 を乗じる							5,659

※「5 事業者への資料徴取・聴取」、「(3) 土砂発生元事業者」、「② 経過」の土砂発生元一覧のうち、該当するものを抜粋。

(2) 土砂運搬中継地の状況

B社が、県内に保有する中継地（ヤード）の現地調査を実施した。

小松地先への土砂搬入では、土砂発生元から小松地先へ直送することは少なく、多くの場合はヤードに一時ストックしたうえで、小松地先市有地へ搬入していることを確認した。

ア 現地調査日

令和6年11月11日（月）

イ 場所

B社 ヤード（県内）

ウ 確認者

環境保全課職員3名

※ B社の取締役社長が立ち合った。

エ 調査概要

- ・ヤード内を徒歩で立ち入り、目視確認を行った。
- ・B社の取締役社長に聞き取りを行った。

オ 土砂運搬事業者の代表者の説明

- ・敷地面積は約500㎡で、借地である。
- ・建設発生土を一時保管しており、作業員等は常駐していない。
- ・県内の現場は少なく、殆どの現場が東京である。
- ・小松地先市有地への搬出では、直送はほぼなく、このヤードを経由していた。
- ・場内の土砂は、搬出時に混合状態になることが想定される。
- ・業界は厳しい環境下にあり、法令違反のようなことはしていない。

カ 所見

- ・場内は手狭で、場内いっぱい建設発生土があり、盛高は3～4m程度、土色は濃いグレー色で、殻はあまり見られなかった。
- ・小松地先市有地への土砂搬入では、場内の管理状況から、土砂ごとの分別は難しく、各発生元からの土砂が混合状態になったと想定される。
- ・場内はセメント系のような臭いが漂っており、土砂から発しているものと思われた。
土砂発生元の殆どが都内ということもあり、発生元時点で改良されていたことも想定される。
- ・場内でのセメント系固化材等の混合も可能と思われるが、通常の建設発生土であればその必要もないように考えられる。

7 庁内関係部署への資料徴取

第三者委員会が、庁内の関係部署から徴取し、保管している文書等を借覧することで、本調査における資料徴取としました。

また、随時必要により、関係部署へ資料照会を行いました。

8 市関係職員への聴取

本案件において、市は、工事発注者、土地所有者、管理者及び市残土条例を所管する立場を有しています。

本案件の発生原因等の検証では、当時の各担当部署職員への事実確認が必要なことから、聴取を実施しました。

(1) 対象部署及び対象者の範囲

部 署	職 員	人 数	備 考
土木課	課長 維持係長及び係員 建設係長及び係員	14 人	土砂搬入に係る市発注工事の所管課
消防防災課	課長 防災係長	2 人	行政財産の所管課、管理所管課
都市整備課	課長 都市整備係長	3 人	管理所管課（令和2・3年度）
環境保全課	課長 環境保全係長及び係員	4 人	市残土条例の所管課

(2) 聴取方法

ア 手法

- ・本案件に対する関与の個人差や統一的な意見聴取を考慮して、アンケート形式による聴取を基本として実施した。
- ・主要な関係者5名については、対面ヒアリングを併用し実施した。

イ 実施日等

① アンケート

- ・照会方法 庁内電子メール
- ・回答期間 令和6年7月18日（木）から同月26日（金）まで

② 対面ヒアリング

実 施 日	対象者（R3・4 在籍職員）
令和6年4月24日（水）	土木課長
令和6年7月12日（金）	土木課維持係長
令和6年7月12日（金）	環境保全課長
令和6年9月9日（月）	土木課前維持係長
令和6年9月13日（金）	消防防災課長

(3) アンケート結果

設問事項と回答の概要は以下のとおり。

ア 土木課職員

No.	設 問 事 項	回 答 の 概 要
1	土砂搬入前の状況	・地盤高は、周辺道路と同じかやや低く平坦であった。 ・一部沼地であり、沼の悪臭は、個人差により感じる程度であった。
2	土砂搬入の決定経緯	・令和3年度に課長と維持係長がA社に出向き、土砂搬入の依頼がされている。
3	土砂搬入の認知時期	・令和4年2月頃、土砂搬入前に維持係員で現地測量を計画した時点で把握がされている。
4	土砂の関係者、運搬者、搬入時期、搬出元、経由地、搬入量、性状、混入物	・土砂搬入量は、令和3年度に課長と維持係長がA社の事務所へ出向いた際、千葉県北部林業事務所へ提出の面積とし、高さも1m～1.5mと指示している。 ・A社、B社が主な関係者で、令和4年3月から土砂が搬入された。
5	土砂搬入事業者への指示（搬入土砂の性状、量等）	・面積と高さの指示はしているが、土質性状や具体的な数量の指示はしていない。
6	土砂の安全基準の把握	・令和5年6月に、23枚の地質分析結果証明書を確認して、水素イオン濃度が基準値を超えているのを把握している。
7	埋立資材費が無償であること	・土砂処分費が請負業者の利益になっていることを問題視する者とそうでない者に二分される結果となった。
8	土砂に改良土又は廃棄物が含まれているか	・コンクリート殻等の廃棄物が混入している。 ・A社社長、B社社長から、改良土であるように聞いている。 ・目視では、土色が白っぽく改良土であるように考えられる。
9	市残土条例の認知（改良土による埋立て禁止等）	・職員間の理解度に差異があるが、詳細を把握していない。 ・殆どの職員が、改良土による埋立て禁止を認知していない。

イ 消防防災課職員・都市整備課職員

No.	設 問 事 項	回 答 の 概 要
1	土砂搬入前の状況	・平成 27 から平成 30 年度の状況では、外周はネットフェンスで囲まれ、雑木雑草が繁茂していた。 ・地盤高は、道路と同じかやや低い程度、一部 1 m 程低い場所もあった。 ・ゴミ、廃棄物が散乱していた。 ・大きな水たまりが生じ、池のような状態であった。 ・残土やコンクリート殻が埋められていた。
2	土砂搬入の決定経緯	・課長、維持係長、担当者の中で、「地元住民より悪臭等の苦情があるため」という事由により埋立てが進められた。 ・係員は、白幡資材置場に保管の建設発生土を使用する認識でいた。
3	土砂搬入の認知時期	・令和 4 年 4 月 5 日に、土木課から土砂搬入開始の報告を受け、現地へ出向いた。 ・作業は初期段階で土量は少量、水たまりを 1 割程度埋めた状況。 ・同月 14 日時点で、水たまりは残 1 割程度となっていた。 ・同年 9 月 5 日に、区長からの連絡により現地確認、高いところで 2 m 以上の高さになっていた。
4	土砂に改良土又は廃棄物が含まれているか	・平成 27 年度当時に、ゴミが散見されている。 ・平成 30 年度当時に、コンクリート殻が多く見られ、樹脂製の排水管や側溝も見受けられた。

ウ 環境保全課職員

No.	設 問 事 項	回 答 の 概 要
1	土砂搬入の認知時期	・令和 4 年度に入り、土砂が堆積されてから、職員間の情報共有により認知した。
2	認知後の対応	・令和 4 年度中は、組織としての対応はしていない。
3	土砂に改良土又は廃棄物が含まれているか	・把握していることはない。
4	不法投棄や悪臭の苦情	・令和 3 年度以降、苦情を受け付けていない。

(4) ヒアリング結果

設問事項と回答の概要は以下のとおり。

ア 土木課職員

No.	設 問 事 項	回 答 の 概 要
1	土砂埋立て事由	・ 地元から、池の臭いについて苦情があったことから、その対応として埋立てが考えられた。
2	埋立て範囲・高さ	・ 当初、池全域の埋立てを想定していたが、北部林業事務所からの指摘により、保安林部分の池を 3,000 m ² 埋立て、奥から埋め立てる考えであった。現状の範囲は想定していなかった。 ・ 高さは最大で 1 m から 1.5m、1.5m から 70 cm 程度の勾配による表面排水を想定していた。
3	土砂の手配	・ 土はどこから来たのかは把握していない。 ・ B 社から証明書付きの残土があるということで、これを使用することとした。 ・ 無償の砂があると担当が言ったのでまあいいのではと考えた。
4	土砂の発生元	・ 残土は八街のヤードにストックしてあると聞いていたが、それ以上の確認はしていない。
5	土質の性状	・ 発生元証明は把握していない。 ・ 土について、通常は工事間流用か購入土。土をどこから持ってくるという例はなかった。
6	契約関係	・ 単価契約に含まれていないが、A 社から残土と運搬費は無料であることは知っていた。 ・ 単価契約としたのは、すぐ動かせるから。通例として運用していた。土砂を均す契約という認識であった。
7	現場確認の頻度	・ 週に 1、2 回程度。一人か複数であった。
8	工事終了の経緯	・ 高さ 1.5m の時点で確認したが、2.5m 時点では確認していない。 ・ 入ってはいけない場所に土砂があり、後で直すものと思っていた。 ・ 盛土が高くなったことについて、A 社に状況報告を求めたが、回答がなく強制的に土砂搬入を停止させた。
9	土砂運搬事業者	・ 運送会社は特にわからない。
10	市残土条例の認知度	・ 残土条例の存在は知っていたが、改良土の埋立て禁止や pH 基準値等は知らなかった。
11	業務の実態	・ 維持係の仕事は、地域分担せず、電話を受けた人がやっていた。大体、普通の修繕であれば、担当が発注して伝票は後。報告も事後報告であった。

イ 消防防災課職員

No.	設 問 事 項	回 答 の 概 要
1	埋立て工事の施行担当部署	・令和3年度に土木課が工事施工することが決定しており、令和4年度も継続して工事をしているという認識であった。 ・当課としては、特に問題はないと思っていた。
2	工事施行時の協議事項等	・特に協議や届出等はなかった。
3	埋立て工事施行時期の把握	・令和3年の夏頃に消防防災課に所管替えの話があった。 ・土木課の土砂搬入について、引継ぎ前の令和4年3月3日に現場確認をした。
4	令和4年4月以降の現地確認	・埋立て工事の開始連絡を受け現地確認を行った。 ・土木課での工事であったことから、特に問題ない認識でいた。

ウ 環境保全課職員

No.	設 問 事 項	回 答 の 概 要
1	案件前の苦情の有無	・悪臭等の苦情を受けていない。
2	土砂搬入の認知	・土砂搬入が始まり、砂の飛散による苦情連絡があった。 ・課員の現地確認の報告を受け、土砂搬入を認知した。
3	案件後の対応	・案件を把握したタイミングで、現状を県ヤード残土対策課に報告。 ・土木課とは情報共有のみ。環境保全課が土木課に指示する権限がない。
4	土質性状	・廃棄物の混入具合は、場外から見た範囲だが、見た目のとおり多少のガラが混じっていた。
5	残土条例	・われわれに（環境保全課）に問題がないわけではない。令和2年に条例改正してしまっている。改正に十分な検討をしたのか。

9 土砂の廃棄物等の混入状態の確認

第三者委員会報告書では、市が至急対応すべきこととして、盛土の土質性状として産業廃棄物の可能性が否定できないことから、盛土内部の異物調査をするべきと提言がありました。

この調査として、一般的にはメッシュ分割による掘削調査を行います。小松地先市有地では、盛土場内の保全工事で相当量の土砂掘削を行っていることから、これを掘削調査の代替としました。

また、森地先市有地の土砂は、小松地先市有地から搬出したもので、この搬出工事を掘削調査の代替としました。

現状確認として、目視確認による現地調査を実施しました。

(1) 一般的な調査方法

ア 掘削調査

- ①現地の土砂を掘削し、産業廃棄物の混入状況を目視で確認する。
- ②掘削頻度は、現地平面図を 30mメッシュで分割し、メッシュ毎に 1 箇所実施する。
- ③各地点で、地山が露出するまで掘削し、搬入土砂（残土）の下（地山の上）に以前からの不法投棄物が存在するか確認する。
- ④廃棄物が確認された場合は、その性状、混入割合、排出元情報（事業者番号、製造番号、伝票書類等）等の調査を実施する。

イ 調査費用等

当該調査方法に要する調査日数及び費用を次のとおり試算した。

- ・調査箇所 小松地先 22 箇所、森地先 2 箇所、計 24 箇所
- ・調査日数 30 日間
- ・調査費用 1,430,000 円（税込）
- ・備考 廃棄物の確認に職員の立ち合いが必要

ウ 掘削調査を実施しない事由

- ①小松地先市有地では、令和 5 年度に盛土場内の保全工事として、飛散防止対策工事を施工しており、場内の雨水排水用の素掘水路と外周の法面整備を行っている。
この工事では、相当量の土砂掘削を行っていることから、前述の掘削調査の代替として差し支えないと考える。
なお、本工事で掘削した土砂から産業廃棄物は確認されていない。
- ②森地先市有地では、令和 4 年度に道路工事での使用を目的に小松地先市有地から土砂を搬出しており、前述の掘削調査の代替として差し支えないと考える。
なお、本工事で搬出した土砂から産業廃棄物は確認されていない。
- ③今後の土砂処分方法として、市外処分場への搬出及び道路工事等への活用が考えられる。
その際には、土砂全量について、土砂と廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）に分別し、種別に応じた処分を行うことになるため、この時点での調査確認で支障ないように考えられる。
- ④市で実施した土質検査の結果では、市残土条例に定める安全基準に適合しており、土壌汚染の影響を考慮する必要はないことから、緊急性は低く考えられる。
- ⑤掘削調査に要する費用のほか、土砂掘削後の飛散防止剤散布に係る原状回復に要する費用も考慮する必要がある。

(2) 掘削調査の代替

ア 小松地先市有地の盛土場内保全工事

盛土場内の保全工事「飛散防止対策工事」で、素掘水路及び法面整備をしており、掘削した土砂から産業廃棄物は確認されていない。

① 工事工期

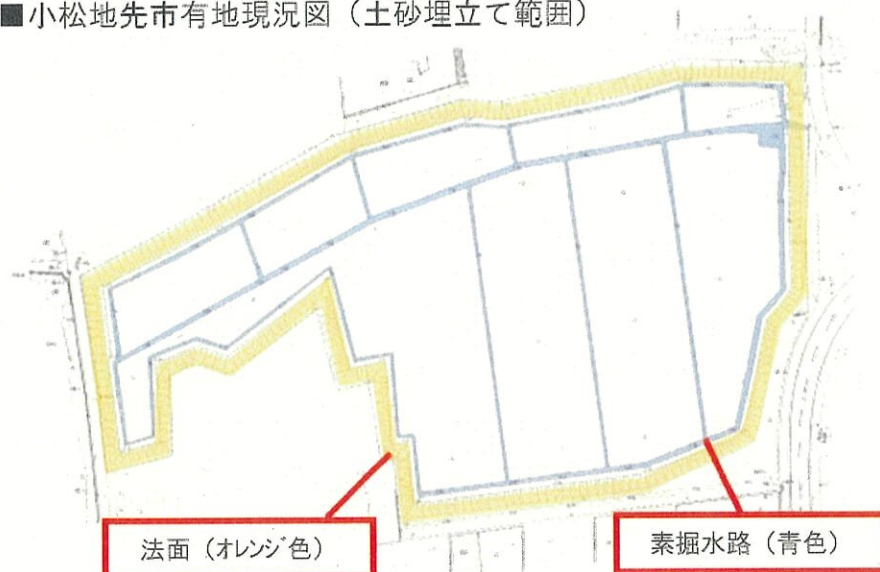
・令和5年8月1日～令和6年1月31日

② 素掘水路及び法面整備の概要

素掘水路				法面整備	
延長	幅員	高さ	掘削土量	範囲	掘削土量
約 1,347m	30～70 cm	52～284 cm	約 2,200 m ³	盛土外周全域	約 2,931 m ³

※ 素掘水路の幅員は、底部幅員です。地上部幅員は、底部幅員より幅広となっています。

■ 小松地先市有地現況図（土砂埋立て範囲）



イ 森地先市有地への土砂搬出工事

道路工事での使用を目的に小松地先市有地から森地先市有地へ土砂を搬出しており、作業工程において産業廃棄物は確認されていない。

① 工事工期

令和4年10月15日～令和5年1月12日

② 搬出土量

約 1,019 m³

(3) 現地調査の実施

ア 調査方法

- ・小松地先市有地及び森地先市有地とも、土砂表面の全周を目視により確認した。
- ・小松地先市有地は、素掘水路底の地山及び断面全周を確認した。

イ 調査日

令和6年9月17日（火）

ウ 調査人員

環境保全課職員 3 名

(4) 小松地先市有地の調査結果

ア 現地状況（写真）



イ 土砂表面上の混入物

混入物	混入程度	大きさ	備 考
小石	かなり多い	長辺 5mm～20mm 程度	一般的な砂利相当
石（砕石を含む）	かなり多い	長辺 20mm～200mm 超	長辺 20mm～100mm が多い
コンクリート片	多い	長辺 5mm～200mm 超	長辺 20mm～100mm が多い
貝殻	多い	長辺 30mm～50mm 程度	2 枚貝が砕かれたもの
瓦片	稀に	長辺 50mm 程度	
木くず	稀に	長辺 300mm 程度まで	棒状のもの
ガラス片	稀に	長辺 30mm～50mm 程度	
プラスチック片	稀に	長辺 100mm 程度	
陶器片	稀に	長辺 30mm～50mm 程度	
布	ごく稀に	長辺 250mm 程度までの断片	
ビニールくず	ごく稀に	長辺 100mm 程度までの断片	
鉄くず	ごく稀に	長辺 300mm 程度までの鉄筋	
塩ビ管片	ごく稀に	長辺 150mm 程度までの断片	

(5) 森地先市有地の調査結果

ア 現地状況（写真）



イ 土砂表面上の混入物

- ・ 前号の小松地先と同様。

(6) まとめ

ア 現地調査結果

- ・ 土砂表面上の混入物は、上層から下層まで土砂全体に混入しているものと考えられる。
- ・ 土砂の感触は砂状で、粘土質状のものも見受けられた。
- ・ 土色は、灰色がかったもの。
- ・ 土砂表面上のみの確認であったため、混入物の数量試算は出来ていない。

イ 混入する廃棄物の調査

- ・ 土砂処分として、市外処分場への搬出及び道路工事等への活用が考えられる。
その際は、土砂全量について、土砂と廃棄物（一般破棄物・産業廃棄物）に分別し、種別に
応じた処分を行うことから、この時点での調査確認が適当と考える。
- ・ 第三者委員会の報告では、至急対応すべき事項としているが、土砂搬出時点での調査対応を
想定している。

10 土質性状の検証

第三者委員会報告書の提言で、盛土の土質性状について、産業廃棄物の可能性が否定できないことのほか、市残土条例第7条違反の疑いに言及がありました。

また、市残土条例の施行においても、土質性状が埋立てを禁止する改良土か判定し、安全基準に適合しないのか判定する必要があります。

このため、土砂発生元及び現地土砂の土質検査結果等の分析及び検証を実施しました。

(1) 産業廃棄物の定義

土質性状を検証するうえで、土砂と廃棄物処理法に規定する産業廃棄物との関連を整理する。

- ・廃棄物処理法で、産業廃棄物と定義されるものは20種類あり、土砂は含まれていない。
- ・土砂と産業廃棄物が分別できない場合は、土砂全体を産業廃棄物として扱うことも考えられる。

■産業廃棄物（20種）区分表

区 分	種 類
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃えがら
	2 汚泥
	3 廃油
	4 廃酸
	5 廃アルカリ
	6 廃プラスチック類
	7 ゴムくず
	8 金属くず
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	10 鉱さい
	11 がれき類
	12 ばいじん
排出する業種が限定されるもの	13 紙くず
	14 木くず
	15 繊維くず
	16 動物系固形不要物
	17 動植物系残さ
	18 動物のふん尿
	19 動物の死体
20 コンクリート固形物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの	

(2) 土質性状として判定するもの

土砂そのものは、産業廃棄物の対象に含まれていないことから、土質性状が、市残土条例第7条で埋立てを禁止する改良土なのか判定し、安全基準に適合しない土砂なのか判定する。

なお、現地調査で土砂表面上に、コンクリート片やガラス片等の廃棄物の混入が確認されているが、土砂発生元の建設工事等で混入する範囲のものと捉えている。

必要により、土砂と廃棄物に分別し、適正な処分を行えば支障ないものと考えられ、土砂そのものを産業廃棄物として扱うことは適当ではないと判断した。

ア 改良土の定義（市残土条例第2条）

土砂又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したもののうち土砂と同様の形状を有するものをいう。

イ 残土の埋立てに係る安全基準項目

市残土条例第3条第1項に規定する残土の安全基準は、同条例施行規則第2条第1項に規定する別表第1に掲げる項目で、次の一覧表のとおり。

検 査 項 目		
カドミウム	ジクロロメタン	チウラム
全シアン	四塩化炭素	シマジン
有機燐	1,2-ジクロロエタン	チオベンカルブ
鉛	1,1-ジクロロエチレン	ベンゼン
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	セレン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	ふっ素
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	水素イオン濃度 (pH)
PCB	テトラクロロエチレン	
銅	1,3-ジクロロプロペン	

(3) 搬入された土砂と発生元の土質検査結果

市が実施した土質検査結果（令和5年12月）と小松地先に搬入されたと考えられる土砂搬出元の土質検査結果を照合し、整合性があるか検証する。

ア 土質検査結果

項 目	基準値	定量 下限値	市が実施した土質検査結果		土砂搬出元の土質検査結果			
			小松地先 22 か所平均	森地先 2 か所平均	2-7-10	2-8-11	2-9-12	2-10-13・14
カドミウム	0.003	0.0003	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
全シアン	不検出	0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機燐	不検出	0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01	0.005	0.005 未満	0.005 未満	0.01	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム	0.05	0.02	0.02 未満	0.02 未満	0.005 未満	0.02	0.005 未満	0.005 未満
砒素	0.01	0.002	0.002 未満	0.004	0.005 未満	0.007	0.001 未満	0.001 未満
総水銀	0.0005	0.0005	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.0005 未満	0.0003 未満
アルキル水銀	不検出	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	不検出	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.0002 未満
四塩化炭素	0.002	0.0002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
クロロエチレン	0.002	0.0002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0002 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.0002 未満
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.0005 未満	0.001 未満	0.1 未満	0.0002 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0002 未満
トリクロロエチレン	0.01	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0002 未満
テトラクロロエチレン	0.01	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.0005 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0002 未満
1-3,ジクロロプロペン	0.002	0.0002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
チウラム	0.006	0.0006	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
シマジン	0.003	0.0003	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ	0.02	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
ベンゼン	0.01	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0002 未満
セレン	0.01	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.001 未満
ふっ素	0.8	0.1	0.27	0.35	0.1 未満	0.5	0.73	0.25
ほう素	1	0.1	0.12	0.25	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.02
1,4-ジオキサン	0.05	0.005	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
水素イオン濃度	4.0~9.0	—	6.96	6.85	測定なし	測定なし	9.8	8.0
含有 砒素 (mg/kg)	15	0.5	1.2	1.3	2	測定なし	1.5 未満	15 未満
銅 (mg/kg)	125	0.5	0.5 未満	0.5 未満	1 未満	測定なし	12.5 未満	3 未満

項 目		市が実施した土質検査結果		土砂搬出元の土質検査結果				
		小松地先 22 か所平均	森地先 2 か所平均	3-11-16	3-12-19	3-13-22	9-19-31	11-21-33
注 出 土 質 検査 結果 ($\mu\text{g}/\text{g}$)	カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	有機燐	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	0.005 未満	0.005 未満	0.004	0.001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満
	六価クロム	0.02 未満	0.02 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 未満	0.005 未満	0.02 未満
	砒素	0.002 未満	0.004	0.001	0.001 未満	0.003	0.005 未満	0.006
	総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
	四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005 未満
	クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
	1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0005 未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
	1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	0.1 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0005 未満	0.01 未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0005 未満
	トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.001 未満
	テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0005 未満	0.001 未満
	1-3,ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005 未満
	チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0005 未満
	シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0005 未満
	チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
	ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
	セレン	0.002 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.001	0.002 未満	0.005 未満	0.001 未満
	ふっ素	0.27	0.35	0.26	0.23	0.1	0.1 未満	0.2 未満
	ほう素	0.12	0.25	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.2 未満
	1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	水素イオン濃度	6.96	6.85	測定なし	測定なし	測定なし	測定なし	測定なし
含有	砒素 (mg/kg)	1.2	1.3	15 未満	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満	0.5 未満
	銅 (mg/kg)	0.5 未満	0.5 未満	21	11	5.3	1.0 未満	0.7

※1) 赤字は、水素イオン濃度が基準値9を超えていたため、中和剤配合後の重金属類溶出試験結果を反映したものの。

※2) 中和剤配合前の水素イオン濃度は、小松地先平均10.45、森地先平均9.65。

イ 所見

- ・小松地先22か所及び森地先2箇所の全てで水素イオン濃度(pH)が基準値9を超えていたことから、中和剤配合のうえ中性化し再検査した結果、各検査項目は安全基準値の範囲内であった。
- ・土砂発生元の土質検査結果は、各検査項目において安全基準値の範囲内であるが、pH値の記載は、10か所中2か所のみであり、1か所が基準値9を超えている。
- ・いずれの土砂もpH値を除けば、安全基準内のものであると考えられる。
- ・土砂は、B社の中継地(ヤード)及び小松地先市有地で混合状態になっていると考えられる。
- ・市が実施した土質検査結果(令和5年12月)と土砂発生元の土質検査結果を照合した結果、検出された数値に幅はあるものの、同質性に支障ない範囲である。

(4) 「改良土」かの判定

ア 土砂発生元の土質検査結果

- ・土砂の多くは東京都内及び千葉県内の市街地の建物建設工事で搬出されたものと想定され、関係者の聞き取りや地域の地盤特性等から、軟弱地盤等の事由により、土壌改良が行われていることが考えられる。
- ・土壌改良が行われた時期は、従前からによるもののほか、発生元での工事着手時点での施工が考えられる。
- ・石灰やセメント系の土壌改良剤による改良土の場合、土質検査結果では、水素イオン濃度(pH)の数値が高くなる傾向がある。
- ・小松地先へ搬入されたと考えられる発生元の土質検査結果では、8箇所9工事のうち、pH値の記載があったのは2箇所3工事で、pH値は9.8と8.0であった。
- ・これらのことから、土壌改良された「改良土」の混入が想定できる。

イ 市が実施した土質検査結果

- ・市が実施した土質検査結果(令和5年12月)では、小松地先22か所及び森地先2か所の全てで、pH値が基準値9を超えた。
- ・小松地先は、最小値10.1、最大値10.9、平均値10.45、森地先は最小値9.4、最大値9.9、平均値9.65であった。
- ・土砂が改良土かどうかを判断するうえで、土質検査の検査項目で参照となるのはpH値のみである。
- ・土砂のpH値は全体的に高いこと、灰色の土色や砂利等の混入物からも「改良土」であると判断できる。

ウ 判定

- ・土砂発生元の土質検査結果、市が実施した土質検査結果及び現存する土砂の特徴から、「改良土」と判断する。

(5) 「安全基準に適合しない残土」かの判定

- ・市残土条例施行規則第2条第1項で定める残土の埋立てに係る安全基準項目について、土質検査結果の各数値が安全基準値内であるかが要点となる。
- ・令和5年12月に市が実施した土質検査結果では、検査地点24か所全てにおいてpH値が9を超えていた。
- ・このため、中和剤を配合し中性化したうえで重金属類溶出試験を実施した結果、各検査項目は安全基準値内の結果であった。
- ・このことから、当該土砂はpH値が高いものの、市残土条例の安全基準にその他の項目は適合しているものと判断する。
- ・なお、水素イオン濃度(pH)は安全基準項目の一つだが、pH値が9を超えた場合、重金属類が溶出しにくいことから、中性状態で再検査することを目的として設定しているもので、pH値自体を安全基準項目として扱ってはいない。

(6) 検査機関による土質区分と適用用途の判定

「土質区分基準（H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から）」に基づき、土砂の土質を次のとおり評価している。

ア 土質区分

区 分	土質区分	大分類	中分類
第2種建設発生土	第2b種	砂質土	細粒分まじり砂

【第2種建設発生土】

- ・工事現場内から発生した砂質土や礫質土の土で、現場施工の為に再利用される土の一種。
- ・建設発生土には、第1種から第4種までランク分けがあり、第2種は第1種の次に使い勝手のいい土質で、一般的に道路の盛土材等として使用が可能。
- ・廃棄物処理法において、建設発生土は産業廃棄物ではなく、法に基づき再生資源としての利用が求められる。ただし、発生土に産業廃棄物が含まれている場合は該当しない。

イ 適用用途判定

摘 要 用 途		評 価
工作物の埋め戻し		◎
土木構造物の裏込め		◎
道路用盛土	路床	◎
	路体	◎
河川築堤	高規格堤防	◎
	一般堤防	◎
土地造成	住宅造成	◎
	公園・緑地造成	◎
水面埋立て		◎

※ 評価「◎」は、そのまま使用可能なものの意。なお、使用時には留意すべき注意事項あり。

ウ 所見

- ・検査機関では、第2種建設発生土として、各種建設工事での再利用が可能な見解が示されている。

(7) まとめ

- ・土砂の土質性状は、改良土であり、安全基準には適合しているものと判断する。

11 山武市残土等の埋立て等に関する調整会議

市残土条例に基づく調査結果の検証や適切な指導等に対応するため、「山武市残土等の埋立て等に関する調整会議設置要領」に基づく会議（以下「調整会議」という。）を開催しました。

(1) 調整会議の概要

ア 設置事由

残土等の埋立て等に関して関係各課等相互の緊密な連絡調整を図り、当該埋立て等に対して適正な指導等を行うため設置をするもの。

イ 組織構成

① 会長

建設環境部長

② 委員

総務部総務課長、建設環境部土木課長、都市整備課長、環境保全課長、産業振興部農政課長、農業委員会事務局長、教育部こども教育課長

※会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に参加させることができる。

ウ 所掌事務

- ① 市残土条例の運用並びに適切な指導、措置方針等の確立
- ② 県又は市残土条例違反若しくはそのおそれのある行為についての対応
- ③ 土砂等の埋立て等に伴う各事例についての対応
- ④ 市残土条例等に関する情報交換及びその対応
- ⑤ 前述のほか、会長が必要と認めた事項

(2) 調整会議の実施結果

ア 日程1

日 時：令和7年2月21日（金）午後3時から

場 所：会議室棟 第8会議室

出席者：会長1名

調整会議設置要領に定める委員7名

会長が別に参加を求める者8名

議 題

【説明事項1】小松地先土砂案件に係る市残土条例に基づく調査結果報告書（案）の説明

【説明事項2】協議事項の説明

結 果

【説明事項1】調査結果報告のスケジュールを確認した。

調査結果報告書（案）の内容を確認し共有した。

次回会議までに修正事項等を提出することとした。

【説明事項2】協議事項の内容を確認し、次回会議で意見集約とした。

イ 日程2

日 時：令和7年2月27日（木）午後4時から

場 所：会議室棟 第7会議室

出席者：会長1名

調整会議設置要領に定める委員7名

会長が別に参加を求める者8名

議 題

【説明事項1】小松地先土砂案件に係る市残土条例に基づく調査結果報告書（案）の説明

【協議事項1】小松地先市有地に搬入された土砂の土質性状について

【協議事項2】市残土条例に基づく行政指導に関することについて

結 果

【説明事項1】前回会議で説明した調査結果報告書（案）の指摘事項等について、修正対応及び補足説明を行った。

調査結果報告書（案）の一般公表への対応を確認し共有した。

【協議事項1】小松地先市有地及び森地先市有地に搬入された土砂の土質性状について、市残土条例第7条で埋立てを禁じる改良土であること及び安全基準に適合していることの判定結果を確認し、承認を得た。

【協議事項2】土砂の土質性状を市残土条例第7条で埋立てを禁止する改良土と認定することから、同条例第28条で規定する監督処分に基づき、土砂の撤去を求めることになること。

行政処分の執行前に、行政指導による土砂の撤去を求めること。

行政指導の相手方は、土砂埋立て工事発注者である市を対象とし、土砂撤去計画の提出を求めること。

以上の行政指導の実施方針について承認を得た。

事務局において、記述内容を精査する。

12 調査結果

令和6年4月から、小松地先市有地及び森地先市有地へ搬出した土砂について、市残土条例に基づく調査を実施してきました。

本案件に係る事実関係の確認、分析及び検証した調査結果を示します。

(1) 土砂発生元の特定及び運搬経路

小松地先市有地へ搬入された土砂の発生元及び運搬経路についての調査結果を示す。

ア 土砂発生元の特定

- ①土砂運搬事業者の説明では、約 30,000 m³の土砂を搬入したとしている。
- ②当事業者から資料提出のあった土砂発生元への調査では、土砂は東京都内及び千葉県内の市街地のマンション等の建設工事現場から搬出されたもので、5,659 m³の土砂が搬入されたと見込んでいる。
- ③これに加え、自社中継地（ヤード）にストックしていた土砂を搬入したとしており、本調査での推計では、5,542 m³と見込んでいる。（この土砂は、土質検査結果書等の発生元を証するものはない。）
- ④これらを加算しても 11,201 m³であり、当事業者が運搬したとする約 30,000 m³の発生元を全て特定することは出来ていない。
- ⑤小松地先市有地の土砂約 50,000 m³のうち、残りの約 20,000 m³についても、運搬事業者及び発生元は不明という結果となっている。

イ 運搬経路

- ①土砂運搬事業者の運搬工程は、発生元から自社中継地までの搬送は主に外注、中継地から小松地先までは自社ダンプで搬送していた。
- ②発生元から小松地先への直送は、ほぼ無かったと考えられる。

ウ 本報告書で分析・検証した事項

- | |
|------------------------------|
| 【pp.10-16】 5 事業者への資料徴取・聴取 |
| 【pp.17-18】 6 土砂発生元及び中継地の現地確認 |

(2) 盛土内部の産業廃棄物の混入調査

第三者委員会報告書の提言で、市が至急対応すべきこととして、盛土の土質性状として産業廃棄物の可能性が否定できないため、盛土内部の異物調査が必要であるとしており、対応方針を次のとおり示す。

ア 対応方針

- ①小松地先市有地の土砂は、令和5年度の飛散防止対策工事を産業廃棄物の混入調査の代替とする。この工事で、産業廃棄物は確認されていない。
- ②森地先市有地の土砂は、令和4年度に小松地先市有地から搬出されたもので、この搬出工事を産業廃棄物の混入調査の代替とする。この工事で、産業廃棄物は確認されていない。
- ③現状調査として、令和6年9月に、小松地先市有地及び森地先市有地の盛土表面上の混入物を目視確認したが、産業廃棄物は確認されていない。
- ④今後の混入調査は、土砂処分における搬出時において、土砂と廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）に分別する全量調査とすることが適当と考える。

イ 補足事項

- ①令和5年度に小松地先市有地の場内保全として、飛散防止対策工事を施工しており、場内全体の雨水排水用の素掘水路と外周の法面の整備を行っている。この工事で、相当量の土砂掘削を行っており、産業廃棄物は確認されていない。
【工事工期】令和5年8月1日～令和6年1月31日
【素掘水路】延長：約1,347m、掘削土量：約2,200m³
【法面整備】範囲：盛土外周全域、掘削土量：約2,931m³
- ②令和4年度に道路工事での使用を目的に小松地先市有地から森地先市有地へ土砂を搬出しており、この搬出工事において産業廃棄物は確認されていない。
【搬出工事】工期：令和4年10月15日～令和5年1月12日、土量：約1,019m³
- ③令和6年9月17日（火）に、小松地先市有地及び森地先市有地の盛土全周の表面を目視により確認したが、産業廃棄物は確認されていない。
- ④土砂処分の方法として、市外処分場への搬出及び道路工事等への活用が考えられる。
土砂搬出時には、土砂と廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）に分別したうえで、適切な処分を行うことから、この時点での全量調査で支障ないと考えた。
- ⑤市で実施した土質検査の結果では、市残土条例に定める安全基準に適合しており、土壌汚染の影響を考慮する必要はなく、緊急性は低いと考えた。
- ⑥一般的な調査方法としてメッシュ分割による掘削調査が考えられるが、これに要する費用のほか、土砂掘削後の飛散防止剤散布に係る原状回復に要する費用も考慮する必要がある。

ウ 本報告書で分析・検証した事項

- | | |
|---------------|-----------------|
| 【pp.10-16】 5 | 事業者への資料徴取・聴取 |
| 【pp.25-28】 9 | 土砂の廃棄物等の混入状態の確認 |
| 【pp.29-33】 10 | 土質性状の検証 |

(3) 土質性状の判定

第三者委員会報告書の提言で、盛土の土質性状について、産業廃棄物の混入のほか、市残土条例第7条違反の疑いに言及があった。また、市残土条例の施行においても、土質性状が埋立てを禁止する改良土か判定し、安全基準に適合しないのか判定する。

ア 判定結果

- ①小松地先市有地及び森地先市有地の土砂の土質性状は、市残土条例第7条で埋立てを禁止する改良土とする。
- ②市が実施した土質検査結果では、水素イオン濃度（pH）を除いた検査項目は、市残土条例第3条第1項及び同条例施行規則第2条第1項で規定する安全基準の基準値を満たしており、安全基準に適合している。
なお、水素イオン濃度は安全基準項目の一つだが、pH 値が9を超えた場合、重金属類が溶出しにくいことから、中性状態で再検査することを目的として設定しているもので、pH 値自体を安全基準項目として扱ってはいない。

イ 判定理由

- ①小松地先市有地へ搬入された土砂の多くは、東京都内や千葉県内等の市街地で、マンション等の建設工事現場から搬出されたものと想定される。土砂発生元として特定した地域の地盤特性は軟弱地盤であり、従前から、若しくは建設工事の際に土壌改良が施された土砂であると考えた。
- ②土砂運搬事業者の中継地（ヤード）及び小松地先へ搬入された際、混合状態になっていることが考えられ、土砂全体を同一の性状として考えた。
- ③市が実施した土質検査の結果では、全体的に水素イオン濃度（pH）が高く、石灰やセメント系の土壌改良材の混入があるものと考えた。
- ④土砂は、山砂や黒土とは違い、灰色がかった土色をしており、何らかの混合物により手が加えられているものと考えた。
- ⑤土砂表面上の混合物として、全般的に小石や碎石等が多く見受けられ、発生元の建設工事現場では、土壌改良の施工がされていると考えた。
- ⑥令和5年12月に市が実施した土質検査結果では、検査地点24か所全てにおいてpH 値が9を超えていた。このため、中和剤を配合し中性化したうえで重金属類溶出試験を実施した結果、各検査項目は安全基準値内の結果であった。

ウ 本報告書で分析・検証した事項

- | | | |
|------------|----|---------------------|
| 【pp.10-16】 | 5 | 事業者への資料徴取・聴取 |
| 【pp.17-18】 | 6 | 土砂発生元及び中継地の現状確認 |
| 【pp.20-24】 | 8 | 市関係職員への聴取 |
| 【pp.25-28】 | 9 | 土砂の廃棄物等の混入状態の確認 |
| 【pp.29-33】 | 10 | 土質性状の検証 |
| 【pp.34-35】 | 11 | 山武市残土等の埋立て等に関する調整会議 |

(4) 搬入土砂の撤去方針

小松地先市有地及び森地先市有地の土砂は、市発注の公共工事により搬入されたものだが、市残土条例に基づく調査結果として、市として前記の土砂を同条例第7条で埋立てを禁止する改良土であると認定したことにより、土砂の撤去対応を進める。

ア 土砂の撤去方針

- ①上記のとおり、市は小松地先市有地及び森地先市有地の土砂を市残土条例第7条で埋立てを禁止する改良土として認定したことから、土砂撤去についての行政指導を実施する。
- ②行政指導の相手方は、土砂運搬事業者と市(土砂埋立て工事発注者及び土地所有者)とする。
- ③本案件工事の所管課である土木課を中心として、関係者と連携しつつ土砂の撤去計画を立て、これを着実に実行していく。

イ 補足事項

- ①残土の埋立て案件への対応では、通常、行政指導による是正助言・指導を実施しており、本案件においても同様の措置とする。
- ②行政指導の相手方として、土砂埋立て請負事業者は、既に破産手続がとられていることから、不適当と判断した。(破産手続開始決定があり、同手続において市は破産債権届出をしている。)
- ③行政指導の目標は土砂の撤去であり、実現可能なものか判断するうえで、土砂の撤去計画が必要である。
- ④市は、小松地先市有地及び森地先市有地の盛土場内の保全管理を継続し、周辺地域の住環境の保全等にも配慮する。関係者と協力のうえ土砂の撤去計画を策定し、跡地の土地利用についても検討を進めていく。

ウ 本報告書で分析・検証した事項

【pp.34-35】 11 山武市残土等の埋立て等に関する調整会議

13 今後の対応

市では、小松地先市有地及び森地先市有地の盛土場内の保安全管理や周辺地域の住環境の保全に配慮しながら、本調査結果を踏まえ、土砂処分及び土地利用の検討を速やかに実施していきます。

また、第三者委員会報告書では、市残土条例の改良土の定義や位置付けの見直しについて提言があり、条例等の改正に向けた検討を進めます。

(1) 現地の保安全管理

- ・市は、小松地先市有地及び森地先市有地の盛土の崩落や土砂の飛散、流出を防止するために必要な措置を講じており、これを継続する。
- ・また、周辺地域の住環境への影響を把握するため、定期的な水質検査のほか、その他必要な検査や調査を実施し、その結果を注視したうえで必要な措置を講じる。

(2) 土砂処分と土地利用の検討

- ・市は、土砂処分や土地利用について、財政負担を考慮し、実現可能な計画を早期に策定するように検討を進める。

(3) 市残土条例及び関係規則等の見直し

ア 対象条例等

- ・山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例
- ・山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例施行規則
- ・山武市残土等の埋立て等に関する調整会議設置要領
- ・山武市残土等の埋立て等に関する指導指針

イ 国県等の動向

① 国

- ・国は、建設リサイクル法（平成 14 年 5 月施行）や資源有効利用促進法（平成 13 年 4 月施行）を整備している。また、国土交通省は、建設リサイクル推進計画を定めて、建設発生土等の建設副産物のリサイクルを推進している。

② 千葉県

- ・千葉県は、通常の建設発生土等による埋立てを制限する土砂条例（平成 10 年 1 月施行）のほか、建設副産物のひとつである再生土による埋立ての適正化を図るため、再生土条例（平成 31 年 4 月施行）を制定し、一定の要件のもと、再生土の利用を認めている。

③ 千葉県内市町村

- ・土砂の埋立規制については、地域の実情に応じて、千葉県条例中心か市町村条例中心か、改良土の規制か再生土の規制か、全面禁止か一部規制かといった点で市町村ごとに異なる内容で多様化している。
- ・このことから、土砂の利活用についても市町村ごとに異なる取扱いとなっている。

ウ 見直しの目的

① 第三者委員会報告書の提言

- ・近時では、環境保全の観点から、改良土を積極的にリサイクルしていく傾向がある。安全性を確保するための十分な措置を検討したうえで、市残土条例における改良土の定義や位置付けを見直す余地があると提言がされており、これらを明確化する。

② 本案件の再発防止

- ・令和2年度の市残土条例及び同条例施行規則の一部改正により、国、地方公共団体等による埋め立て事業の届出義務を免除している。これにより、土砂の安全性をチェックする機能を逸失していることから、これを補完する措置を設ける。

③ 時流への適応

- ・国県が建設副産物のリサイクルを推進する等、市残土条例を取り巻く環境は、絶え間なく変化している。
- ・市残土条例の目的である「自然環境及び生活環境を保全し、あわせて残土の埋立てに使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止する」を達成していくには、常に状況変化への適応が求められる。
- ・このため、市残土条例の点検と見直しが必要と考えられるなか、住環境保全の観点からも、土壌や水質等の汚染防止に十分配慮したものとする。

エ 見直しの方向性

- ・改良土の定義の見直し及び水素イオン濃度（pH）の安全基準項目としての位置付けを明確にする。
- ・小松地先市有地土砂搬入案件を鑑み、抑止的機能が働くものにする。
- ・県内自治体で制定している類似条例を参照し、市の実情に見合ったものにする。

オ 見直しのポイント

- ・改良土の定義
- ・安全基準における水素イオン濃度（pH）の位置付け
- ・許可申請や届出

